HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道林業の発展過程
Author(s)	小関, 隆祺
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 22(1), 25-94
Issue Date	1962-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20817
Type	departmental bulletin paper
File Information	22(1)_P25-94.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北海道林業の発展過程

小関隆祺*

The Processes of Development of Forestry in Hokkaido

By

Takayoshi Koseki

目　　次

序 …… 26
第1章　林野所有の形成過程 …… 28
　第1節　近代的土地制度の確立 …… 28
　第2節　国有林の形成と官林種別調査 …… 29
　第3節　御料林の創設とその一部返還 …… 32
　第4節　道有林の創設 …… 34
　第5節　市町村有林の形成 …… 36
　第6節　私有林の形成 …… 38
　　(1)　開拓使，3県1局時代 …… 38
　　(2)　道庁設置期より国有未開地処分法制定まで（北海道土地払下規則によるもの） …… 40
　　(3)　旧国有未開地処分法時代 …… 41
　　(4)　国有未開地処分法改正，第1期拓殖計画の実施時代 …… 44
　　(5)　国有林の不要林処分 …… 47
　　(6)　大正末期までの私有林面積の変遷と大山林所有の形成 …… 50
　　(7)　第2期拓殖計画の実施時代 …… 53
　第7節　北海道林野所有形態の特質 …… 55
第2章　採取林業の展開過程 …… 58
　第1節　開拓初期の森林伐採 …… 58
　第2節　開拓の進展と採取資本の進出 …… 62
　　(1)　農業開拓の進展と森林の後退 …… 62
　　(2)　市場の発展と採取資本の進出 …… 64
　第3節　国有林立木処分方法の変遷（とくに年期特売について） …… 68
　第4節　森林伐採数量の変遷と木材輸移出の増加 …… 73
　　(1)　森林伐採数量の変遷 …… 73
　　(2)　木材の輸移出 …… 76
第3章　経営の発展と育成林業展開の端緒 …… 81
　第1節　経営管理の確立 …… 81
　　(1)　国　有　林 …… 81

* 北海道大学農学部助教授

(2) 御 料 林 …… 85
(3) 道 有 林 …… 85
(4) 民 有 林 …… 86
第2節 育成林業展開の端緒 …… 87
(1) 立木価格の騰貴 …… 87
(2) 民有林に対する造林奨励政策 …… 88
(3) 造林面積の変遷 …… 90
結 び …… 93

序

北海道林業の歴史は明治維新以後の北海道開拓とともにはじまったものといってよいであろう。明治維新以前の北海道林業についてはその端緒的な事実を松前藩の治政のなかに見いだすことができる。たとえば，松前藩は延宝6年(1678)以来江差桧山を，元禄15年(1702)からは蝦夷桧山を開いてそれぞれヒバ林とエゾマツ林の伐採を行い，山師から運上金を徴収したが，その当時の藩財政のうち材木運上の収入が総収入の1割5分ぐらいをしめていたといわれる。また，同じ延宝6年(1678)には留山の制度を定め，桧山奉行を置いて桧山の管理を行なうなど山林の取締りについても若干の事績があった。幕末になってからは道南地方の一部に民間の造林も小面積ながら行われている。

しかし，これらはいずれも主として道南の一部において極めて小規模に行われたにすぎず，北海道の大部分の土地は無主のまま，ほとんど利用されずに天然林でおおわれていたのである。開拓使事業報告は開道直後の北海道を「本道到る所山林ならざるはなし，……」と述べている。このように，北海道の森林の大部分はその後の林業制度に影響を及ぼすような土地の占有や利用関係をほとんど持たずに明治維新を迎えた。しかも，当時の北海道はその内部にその後の発展をになうべき住民も資本も持っておらず，すべては本土からの働きかけに待つほかはなかった。白紙の状態で明治政府の開拓政策をうけ入れたわけである。

北海道林業の現在につながる歴史は明治維新にはじまり，その後の発展は開拓とともに進んできたという根拠はここにある。この意味で明治維新前の林業上の諸事実はほとんど無視してもよいのではないかと思う。

この様な状態ではじまった北海道林業の発展は明治政府のとった開拓政策の影響を全面的にうけ，それに従属する傾向を持ったのは当然である。北海道林業の発展過程が本土府県の林業発展過程と著しく異なる特徴を持ったのは，明治維新当時の北海道が日本にとって未開の植民地的存在であったというこの事実に基づくことは明白である。北海道林業と本土府県の林業との発展の仕方の異なる点はたくさんあるが，たとえば，明治林政の重

要問題であった部落有林野の統一，入会権の整理などという問題が北海道ではほとんど歴史の上にあらわれない。また，明治初期の土地官民有区分がその後の林業に与えた影響も本土と北海道とでは著しく様相を異にしている。

もちろん，開拓政策は日本資本主義の発展段階に対応して展開するものであり，北海道林業といえども，基本的には日本資本主義ひいては日本林業の範疇を大きく踏みだすものではない。しかし，本土府県の林業が徳川時代からの諸事実をうけつぎ，その発展としてとらえられるのに対し，北海道林業はむしろまず第一に明治以降生成発展する日本資本主義の北海道林業に対する働きかけ，その掌握過程としてとらえられなければならない。

林業生産の発展過程を研究するにあたって，その資本主義化はどのようにして行なわれたかという場合，上に述べたように，北海道林業の外側からの資本の北海道林業掌握過程を究明し，その資本制商品生産の発展段階を明白にしなければならないと同時に，北海道林業の内部からの資本主義化の契機を問題としなければならない。後者の内部からの資本制生産への胎動は，北海道の場合かなりおくれてでてくるのであって，開拓の初期にあっては外側からの働きかけが林業発展の主要な契機であったと考える。現在の北海道林業の基盤は明治維新後の主として外部からの北海道に対する働きかけによって作り上げられた。とくにそれが開拓政策を通じてであった。

ところで，現在の北海道が資本主義制商品生産という観点からみてどの程度の発展段階に到達しているかということについては，にわかに断定することが困難である。かりに資本制商品生産の段階に達しているとしても，それはかなり最近の時期において達したとみなければならないのではないか。この点に関する考察はしばらくおくとして，明治から大正の終りにかけてはまだ生産基盤の確立過程であり，この当時の森林開発は林業生産というよりは森林資源の採取という段階であったように思われる。生産の主体が林業利潤を目的として経営を行ない，それが実現するようになったとしてもその時期はずっとおくれてからではないかと思う。

筆者は北海道林業は明治維新を境にして，その前後は大きな断層で区切られている，というよりは明治維新から現在の北海道林業が出発し，しかも主として外側からの働きかけによって発展したものと考えて，この観点を北海道林業史研究の第1段階にした。資本制生産への内部契機についてもできるだけとりあげてゆくが，この点と資本制生産の発展段階の検討については後日の研究に待ちたい。

まず，林業生産の基盤をなす林野所有形態が形成された過程を検討し，つづいて森林開発すなわち森林伐採の過程，さらに育成林業の展開過程をみることにしよう。

本稿では，大正末年までの時代について，北海道林業の発展過程をみたのであるが，後に述べる如く北海道林業の形成は大正末期までにその骨組を作り終えたと考えられるの

で，この時期に一つの画期を作ることは不自然ではないと考えたからにほかならない。

しかし，何よりも昭和年代に入って戦争体制を経て戦後の諸事実についての研究準備が足りなかったためである。昭和の時期までを含めた展望的な北海道林業史は次の機会に改めて研究したい。

第 1 章　林野所有の形成過程

第 1 節　近代的土地制度の確立

わが国における近代的土地制度は明治維新の諸変革による封建的支配の排除と土地私有権の確認によって確立された。すなわち，明治 4 年(1871)の廃藩置県，明治 5 年(1872)の地所永代売買の解禁，地券制度の創設，明治 7 年(1874)以降の土地官民有区分によって達成されたのである。北海道でも当然これらの変革は行なわれたのであるが，行政上の特殊地域であったため，府県とは異なる法規によって異なる時日に行なわれた。

しかも単に時日と法律制度が異なっただけではなく，その過程が府県とは異なる重要な差異を持っていた。それは次の 3 点に要約することができる[1]。

第 1 に，維新後大部分の土地は新しい制度の下では官有地に所属すべきものとなり，無主地国有の原則が北海道の大部分の土地に適用され，そこに国家的土地所有の単一形態が極めて容易に形成された。

第 2 に，明治以前の北海道では農民による土地所有は極めて少なく，それはかえって維新後の明治政府の官有未開地の処分と殖民地選定区画事業によって新たに形成されていった。

第 3 に，明治政府ははじめ官有未開地の農牧植樹適地は私有に移す方針をとり，小農扶殖の目的から設けられた処分面積の制限は，その後の開拓政策の転換から漸次ゆるめられて，我が国に未だかってその例をみない大土地所有を生んでいった。

府県における近代的土地制度確立の過程が封建的土地所有関係の改革として行なわれたのに対し，北海道ではこうした関係は極めて小部分にすぎず，大部分の土地は無主地とみなされるべきものであり，むしろ新しい権利関係すなわち土地所有権の創設の過程であった[2]。

現在の北海道に封建的土地制度の遺制ともいうべき共同体的土地所有や入会的利用がほとんどない理由も以上の点に求められる。

明治政府は新政権の樹立早々，蝦夷地開拓を重要国策の一つとして着目し，明治 2 年(1869)には開拓使を設置し，当時まだ漁撈と狩猟の国にすぎなかった北海道に対し積極的移民政策にのりだしてきた。当時，北海道は何よりもまず，外国勢力と直接に接触する

「北門の鎖鑰」として重要視されていた。日本資本主義は未だ原始蓄積の過程にあり，北海道の資源を直接とらえにくる程の発展を示してはいなかった。

開拓使は大急ぎで「北辺」をかためるために移民を定着させようとして手厚い保護移民政策を採用し，移民の召募につとめた。この保護移民政策はのちに大幅に後退し，屯田兵や士族集団入植の士族を中心とする移民に変ってゆくが，このような移民政策の展開と平行して移民定着の基礎となる土地制度の整備につとめた。

北海道における近代的土地制度確立の具体的過程は次のとおりである[3]。

明治4年(1871)廃藩置県によって封建的土地支配関係が廃止され，全道が開拓使の所管となった。

同年「永住人拝借地被下方達書」これは開拓使達としてだされた布令で，北海道に本籍を移した永住人に対して宅地の所有権をみとめ，耕地の永代使用収益権の確認を行った。永住人以外の出稼人に対しては従来通り拝借地とした。すなわち従来宅地または耕地として利用されていた土地の権利関係を明確にしたものである。

明治5年 (1872)「地所規則・北海道土地売貸規則」地所規則は開拓使布令をもって同年9月，北海道土地売貸規則は同年10月に太政官布告によって公布されたもので，北海道土地売貸規則は地所規則の一部である。この規則によって私有権が全般的に確認された。まず，従来の拝借地は無償で私有地とし，既に私有する土地は処分売買の自由を認めた。

山林原野等の官有未開地の処分は売下を原則とし，その面積を1人10万坪に制限した。開墾地に対しては無償下附の方法も残した。

明治10年 (1877)「北海道地券発行条例」 すでに明治9年，北海道の地租は地価の百分の1と定められていたが，これを徴収するために土地の所有権を認めた地券を私有地に発行するために制定されたものである。

このようにして北海道の土地制度が確立されたが，これは本土における土地制度の確立と地租制度の改正に対応するものとしなされたことはいうまでもない。

結局，大部分の山林原野は官有地にかこいこまれ，現在の北海道における国有林の大面積占有の淵源となったのである。

第2節　国有林の形成と官林種別調査

明治政府が明治初年から始まる日本資本主義の生成期にあたって林野に対してとった政策の基調は封建領主からとりあげた林野を全国的な規模で統一的に地主的土地所有にかこいこむことであった。そのため「官林」の統一継承のみならず，場合によっては生産農民が農業経営上不可欠としていた，入会林野にまで収奪を行なって国有林の創設を強行し

た。すでに封建時代に林野の占有利用関係が一般化し錯雑していた府県においては，国有林の創設は土地の官民有区分を通じて国民との間に幾多の摩擦や紛争がひきおこされた。

これに対し，封建時代にほとんど林野の占有利用関係をもたなかった北海道においては，大面積国有林の形成が極めて容易になしとげられた。すでに述べた如く，北海道では明治維新後の土地所有制度の確立過程を通じて大部分の山林原野は官有地とされた。そして，それが開拓の進展にともなってあるいは農耕地としてあるいは公有林，私有林として払下げられ，次第に面積を減少していったのである。しかし「官林」の解放は極めて不徹底にしか行なわれず，北海道森林面積の過半が結局は国有林として確保された。日本資本主義の生成期の原始蓄積過程において，大面積の林野とその資源を大規模にかこいこんでおこうとした明治政府の意図が，北海道において最も容易にしかもより完全な形で達成されたものということができる。

統計表によると[4]，明治19年(1886)に「官林」の面積は約674万町歩であるが，大正元年には367万町歩で400万町歩を割っている。その後は大体350万町歩が北海道国有林の面積とされている。(いずれも千島を含む) すなわち明治年代に「官林」の分割解放がほとんど完了されていることが示されている。農牧地としての解放のほかにこの期間に行なわれた「官林」分割の主なる事件は次のとおりである。

明治23年 (1890) 御料林創設。約200万町歩を御料林に編入。

同　27年 (1894) 御料林一部返還。63万町歩を除いて他を返還。

同　32年 (1899) 東京大学演習林創設。その後大正2年，大正11年の追加を含めて3万町歩 (実測面積)。

同　34年 (1901) 北大演習林創設。その後，明治35年，同37年，大正元年の分を含めて合計6万7千町歩。

同　39年 (1906) 道有規範林創設。18万8千町歩。

同　44年 (1911) 道林公有林創設。大正10年までに45万町歩。

これらはいずれも国有林ないしは国有的性質をもったものであり，国家的林野所有の再編にすぎず，明治政府の意図した地主的土地所有制の一環を形成するものである。これに対し，大正末年にいたって，市町村有林は約12万町歩，私有林106万町歩にすぎない[5]。林野所有における国家的所有の優位性を明白に物語っている。

官林の分割——国有林の形成過程においてとくに重要な事件に明治32年 (1899) の官林種別調査がある。

開拓使，三県時代を経て明治19年(1886)北海道庁が設置され，その後23年頃より移民の中心が士族から農民に移った。この時期にいたって，北海道の開拓政策は一大転換を行っている。すなわち「人民の移住」から「資本の移住」を求める開拓政策に転換した

のである[6]。この点についてはのちにもふれるが，ようやく蓄積されてきた民間資本の生長は北海道の開拓を従来の国防的見地にのみとどめてはおかず，産業的見地をも要請し，その資本の媒介によって開拓の不振を打開しようとするにいたったのである。またそれを可能にする時期に来ていたということもできよう。資本の移住を求めるために官営企業を払下げたり，土地処分方法を改めたり(北海道土地払下規則)すると同時に殖民地選定事業を行なうことになった。これまでは移住者が自由に土地の選定を行なっていたのを，国家があらかじめこれを選定しておくこととしたのである。明治29年 (1896) には「殖民地選定及び区画施設規程」を定めている。これは資本の移住に対する，すなわち北海道農業への民間資本の投下をすすめるための条件整備の意味を持ったものである。かくして殖民地選定区画が進み，移民が増加してくるに従って国有未開地が欠乏してくるようになり官林にも農耕地を求め，殖民地選定区画が官林の中にも随所に行なわれるようになった。ここにおいて，官林の種別を定めて，将来，国有林として存置すべきもの，公有林・私有林とするもの，農牧地に帰すべきものを区別して森林経営の基礎を確定する必要が生じて来たのである。これが32年 (1899) の「北海道官林種別調査規程」である。

この規程は官林の種類を選定区分するために設けられたが，その種類は次の4種である。第1種林は将来永く国有林として保存経営すべきもの，第2種林は将来公有林として経営すべきもの，第3種林は将来私有林として経営すべきもの，第4種林は将来森林として経営する必要のないものである。それぞれの種別の官林についてその選定の標準と予定面積が示されているが，予定面積は次のとおりであった。

第1種林	200	万町歩
第2種林	120	〃
第3種林	40	〃
第4種林	192	〃

この規程による官林の種別調査は明治40年まで行われたが，その査定面積は次のとおりである。(千島を含まない)

第1種林	228	万町歩
第2種林	45	〃
第3種林	30	〃
第4種林	67	〃
林種未定地	51	〃
合計	421	万町歩

この調査は明治年間における北海道林政史上画期的な事業で，のちの明治40年 (1907) の北海道国有林整理綱領の基礎数字となったものである。

なお，規程が公布されてからは官林内の殖民地選定は第4種林——農牧予定地に限られていたが，農耕適地は第4種以外の官林にも多かったので，35年(1902)殖民地選定手続を制定して第4種林以外の官林にも殖民地選定を行なうようになった[7]。

官林種別調査の実施から国有林整理綱領を経て，明治末期までに官林の分割解放が調査の結果に基づいて実行され，その後の北海道の林野所有形態の骨組の形成をほぼ完了するが，その性格は国家的林野所有の形成再編過程ということができるだろう。

いま，国有林面積の変遷をみると表1のとおりである。

表1　北海道国有林面積の変遷　(万町歩)

年次	明治19	24	29	34	39	44	大正4	11	昭和元年	5	10	14	22	23
面積	674	396	560	542	471	401	348	354	352	350	350	345	245	332

註　1. 「北海道山林史」より作成。
2. 昭和14年以前は千島を含む。
3. 昭和22年は千島約100万町歩のソ連領化による減少。
4. 昭和23年は御料林の編入による増加。

第3節　御料林の創設とその一部返還

帝室財産設定の運動は明治12～3年(1878～9)頃からしばしば明治政府の内部において行なわれてきたが，明治15年(1882)右大臣岩倉具視が閣議に提出した意見書に「我国今方に憲法を建定せんとせば，先ず皇室の基礎たる実質を鞏固にして以て千万才後大権動揺の弊を今日に防遏せざるべからず，皇室の基礎を鞏固にするの道一にして足らずと雖も今日に於いて尤も急務となすものは皇室の財産を定むるにあり」と述べている如く[8]，当時の自由民権運動におどろいた明治政府が自らの絶対主義政権を守るため，皇室の財産を確定しようとする運動であった。そのために大面積の官林・官有山林原野及び官有鉱山等を皇室財産に編入することとし，明治18年(1885)宮内省に御料局を設置するにいたった。

皇室財産として森林に着目したのは明治21年(1888)宮内大臣が内閣総理大臣にあてた内陳書[9]の中でのべている如く，森林経営による収益によって皇室財政の基礎たらしめようとして，実に官有山林の6分の1を皇室に編入しようとするものであった。

かくして明治21年(1888)には京都府ほか2府11県の官林のうち90万町歩を御料林に編入し，翌22年(1889)にはさらに愛知，山梨，長野，岐阜などの官林53万町歩を御料地に編入して，府県における御料林の創設が完了した。これらは木曽その他の優良林野を中心にして編入したものであるが，入会地等の農民用地も同時にかこいこまれて，その後長く紛争が続いた地方も少なくない。

北海道における御料林はすでに明治17年(1884)と18年(1885)に新冠に御料牧場用地

が設定され，明治22年(1889)には上川の原野が御料地に編入されているが，同23年(1890)には府県御料林の創設にひき続き，2百万町歩の御料林が設定された。その所在国名と面積は次のとおりである。

国名	渡島	胆振	後志	石狩	天塩	十勝	釧路	根室	北見	計
面積（千町）	130	210	152.5	280	335	115	290	95	392.5	2,000.0

2百万町歩という面積は当時の北海道の官林にとっても容易ならぬ大きさであり，しかもその移譲は極めて急速に行なわれたため，当時道庁内当局者をして愕然たらしめたといわれている[10]。その面積の中には農牧適地もたくさん含まれており，拓殖上に及ぼす影響も大きかったので，明治26年(1893)にいたり，道庁長官はその返還を要求するにいたった。

同年4月長官が内務・農商務両大臣に対して次の如き内請を行なった[11]。

「明治23年中御料林に編入せられたる本道森林凡そ2百万町歩はまだ実測を遂げざるを以て，其の確実なる数を詳にせざるも，図上の観測を以てすれば概定2百万町歩に信徒する実況なるのみならず，殖民至適の沃地も御料境域内に孕在し，又良好なる樹木鬱蒼として林相の善良なるは問はずして御料林たるを識別するに至れり（中略）。然るに御料林は本道の要部に横はり，為に東西交通を絶ち隣保相応ずるの便利もなき有様なり。甚だしきは民家に接近して一歩を隔るの余地なきものあり，故に或いは無智の人民之を怨嗟し，有力なる志士も事業を施設するに苦しみ，直間接に殖地殖民の進運を阻滞すること少なしとせず（中略），此の如き不利不便は速に之を除き，移住者をして適良の土地を与え，開拓の実効を挙げしめ，且森林を統一して本道に適切なる林政を施行せんと期す。就いては本道の御料林は悉く皆官林に組替え，之に代えるに内地府県の官林を以て御料林に編入せられたき……」

これによると北海道の御料林の全部を官林として返還してほしいという要求であって道庁当局としては非常なる抵抗であったということができる。当時ようやく移民も増加しはじめ，開拓がようやく軌道に乗ろうとする状勢にあって，2百万町歩の御料林創設が開拓の進展にあたえた悪影響が甚だ大きかったことが知られる。ただ，内請書中にて「甚だしきは民家に接近して一歩を隔るの余地なきものあり，故に或いは無智の人民之を怨嗟し……」とあるが，木曽その他の御料林で起ったような住民の入会利用に基づく紛争の如きものはほとんどなかったように思われる。

結局，宮内大臣は同年「北海道内所在帝室所有の山林にして拓地殖民のため必要なる箇所は道庁に於いて実地調査の上宮内省に請求するに従い，其時々宮内省に於いて経済会

議の決議を経，上裁を仰ぎ，その裁可を得るものは之を北海道庁に下げ渡すべし，但帝室所有の山林にして将来に保存する必要あるものと看認むるものは此の限りにあらず」という回答を内務・農商務両大臣によせ，その後，何回かの交渉を経て，明治27年 (1894) 10月に63万町歩を除いてその他を一時に返還するということに落着いた。道庁当局の主張が一部通ったわけである。この時に御料林として存置すべき63万町歩の国別面積は次のとおりである。

国　別	渡　島	胆　振	石　狩	天　塩	釧　路	計
面積 (千町)	65	50	280	205	20	630

63万町歩は実測の結果は90万町歩であった。

北海道の御料林創設はさきにのべた如く，本土府県の御料林設定と同じ趣旨で連続して行われたが，国家主義の中心としての皇室の基礎を確立しようとしたもので，その性質からいって単に国家的土地所有の再編成以上の重要な意味を持たせられていたものということができる。かくして皇室はわが国で最も大きな地主となったのである。

第4節　道有林の創設

道有林はもと北海道地方費有林と称されたもので，模範林と公有林とに分れている。模範林と公有林とは創設の沿革をいささか異にしている。まず模範林についてみよう。

模範林は北海道における林業の模範を示し，あわせて地方費の資力を充実するために設定されたもので，明治39年 (1906) に国有林の移管を受けたものである。これより先，同30年 (1897) に北海道にはじまって，区町村制が施行されて区町村自治の制が定められたので，その基礎を確立するために明治33年以来道庁長官は「公有林法」を立案し，内務大臣に申請して折衝を行なって来た。一方，34年 (1901) には北海道地方費法が制定されて拓殖事業と地方事業との財政を分離することになった。36年 (1903) にいたり内務省より「北海道地方費経済において模範林等の経営をなす必要無之哉」という照会がなされた。

この照会が模範林創設の直接の契機となったものである。これに対し長官は「国有林の一部を地方費所属とすることができるような明文を設け，その面積は全道で9万町歩にしたい」という意味の回答を行った[12]。これに対し同年12月に内務省地方局長より次のような通牒があった[13]。

「公有林法は当分制定不相成事に決定せるも，造林を奨励し地方公共団体の資力をも充実するため，地方費に於て森林を経営し，其の模範を示すことは，公共の利益にして「北海道国有未開地処分法」第4条の範囲内に於いて，国有林の一部を解除して地方費所

属に移し，又は地方費を以て新たに森林を経営せられるに於いては「模範林」造成の希望も貫徹可致……」

かくして，明治 39 年 (1906) に 18 万 8 千町歩の付与を受けて模範林が創設されたのである。この前後の事情にみる如く，道庁当局ははじめ区町村財政基礎確立のための公有林設定を計画折衝していたのであるが，その過程において模範林という地方費林が予期しないところにとびだしてきたという観がある。模範林は営林の模範を示すことをうたっていると同時に，地方費財政の財源としようとする意図が強い。その後面積増加の運動が行なわれたが実現しなかった。

次に公有林についてみよう。この場合の公有林という言葉は普通の使用法といささか内容を異にしている。所有は北海道であるが，その収益は市町村の財政のために使用するという，独特のものである。その創設の経過は次の如くである。

道庁の当局が区町村育成のために「公有林法」を立案しその実現に努力したが，遂に成功しなかったことは模範林のところで述べた如くであるが，これは元来，官林種別調査と関連して行なわれたことである。すなわち，公有林予定地である第 2 種林を区町村に付与しようとするものであった。

「公有林法」は成立しなかったが，区町村の基本財産として公有林予定地を区町村に付与すべしという運動はひき続き行なわれ，北海道会においても建議として可決されたりした[14]。明治 40 年 (1907) には「北海道国有林整理綱領」が第 24 国会において通過したがこの際，公有林予定地の処分方法は「後日慎重に調査の上これを定めること」と決定された[15]。結局「公有林予定地を直接区町村に分割付与するのは，森林の保続経営及び収益利用と，その公平を期するには不得策である」との結論に達し，これを一括し北海道地方費に移譲しその収益をもって区町村の資金に充当するという方針を定めた。

明治 43 年 (1910) 道庁長官は，内務省地方局長の「……如御意見処分するが如きは，単に地方費の財産を増殖するに止り，区町村財産造成の目的に適せざるが如く被存候……」という照会に対する回答に次の如く述べている[16]「公有林を区町村に分割付与せずして，地方費が管理経営する所以は，地方費財産の増殖を図るの目的に出でたるものに無之，地方費は単に之を管理経営に止め，その純益は挙げて区町村の教育・勧業・土木・衛生等の資金に充当する目的に有之候，而して地方費に於い取纏め管理経営する必要は，之を区町村に分割付与して，個々に管理せしむるよりも，森林の経済的利用上大いに有利なりと認むるに由る次第に候」

区町村の財産となるべき筈だった公有林予定地を分割しないで地方費有とした理由は以上でほぼ明らかであるが，同年 8 月長官が内務次官に対して発した照会の中に「……若し之を所在村に附与するとせんか，之に対して永遠に亘る保続経営の施設をなさんが為に

は，多大の費用と手段を要すべく，一村の負担としては，洵に容易ならざることにして，却って或いは目前の収益を先にして，濫伐荒廃の結果を見んも難計候……」と述べている[17]如く，分割付与することによる森林の荒廃を最も恐れたことにある。同時に道内の全部の区町村に平等に森林を分け与えることが困難なることも理由の一つであったろう。かくして，明治44年(1911)から大正10年(1921)の間に45万町歩が公有林として付与された。

道有林のうち模範林ははじめから道の財政のために，公有林は市町村の財政のために設定されたことは以上の通りであるが，ここで市町村に分割さるべき公有林が一括して道有とされた事実はとくに注目されなければならないだろう。これは府県における公有林野の荒廃の事実が影響したものと考えられるが，入会等の沿革的占有に基づく市町村有林がほとんどなかった北海道において市町村有林がとくに少ないのは当然であるが，当時にこの公有林予定地の一括道有がこの傾向を非常に大きくしたものである。ここでもわが国の地主的土地所有制の中核である国家的林野所有が貫徹されているということができよう。

第5節　市町村有林の形成

本土府県の市町村有林の多くが徳川時代の入会地などの共同体的林野所有に由来するもので，それが明治以降の近代的土地所有制度の確立過程と明治21年(1888)の市町村制などを通じて，市町村有林ないし部落有林として形成されたものであるが，さきに述べた如く，後年に入会権整理と部落有林野統一の問題を残した。かくの如く，維新前の共同体的林野所有や利用の事実の継承として形成された本土の市町村有林に対し，北海道の場合は全く事情を異にしている。すなわち，道南地方の一部にはすでに維新前，数百年にわたって日本人が生活していたので本土と同様の林野の共同体的利用が全くなかったわけではないと考えられる。しかし，実際に部落有林野というような形で明治以降に承継されたものはほとんどなかったのではないかと思われる。他の北海道の大部分は住民も少なく，殆んどの土地が無主地として明治初年に官林に編入されたのである。

したがって，北海道の市町村有林はほとんど明治以降の創設にかかると考えてよい。そしてそれも市町村有林という名称を正式に用いるのは明治30年(1897)の区町村制施行以後のことである[18]。そして市町村有林はほとんどが住民の直接利用を目的としないで基本財産造成を目的として行なわれたことが大きな特徴ということができよう。さきに述べた如く，官林種別調査と国有林整理綱領を通じて公有林予定地とされた45万町歩の第2種官林が市町村に分割することを否定されて全部道有林とされたことは，その後における市町村有林の創設の余地を少なくし，さきの沿革事情と相まって市町村有林の面積を比較的小さくしているものと思われる。

結局，北海道の市町村有林は国有未開地の処分または国有林の不要林（官林種別調査

の第3種林ないし第4種林その他）の払下げによって形成されたものであろう。その中には牧場名儀の処分も含まれていたと考えられる。2，3の例をあげると，浦河郡荻伏村はその村有林を明治40年（1907）の国有未開地の処分によって大部分を創設している。その中には牧場として処分を受けたものも含まれている。また，河東郡音更村有林はその大部分を大正14年（1925）に国有林か或いは国有未開地の売払を受けて創設されている（国有林か国有未開地かははっきりした記録はないが，その代金は24,158円42銭であったという）[19]。

また，北海道山林史余録[20]に収録された町村の町村有林の沿革は次の通りである。

江差町有林　明治44年，大正5年，国有未開地等の払下を受ける。

七飯村有林　明治35年に6カ村合併して七飯村としたが，その以前からの各村の持地に由来するもので旧村の各部落に散在する。その沿革は古いものと思われる。

当別町有林　明治43年，不要国有林を代金36,700円で払下。

栗沢町有林　明治45年，国有未開地，大正3年，個人より買入，同4年不要国有林払下。

様似村有林　年代不明，国有未開地を共同放牧地として払下を受ける。

当麻村有林　昭和14年，陸軍用地解放。

北海道の市町村有林は全体にわたって，その形成の沿革を知ることはできないが，以上の数町村の実例によって，その大凡の事情をうかがうことができよう。

統計表によって市町村有林の変遷をみると表2の示す如くであるが，明治の末期頃まで市町村有林も部落有林もその面積が不詳である。なお同表中には部落有林の数字も掲上されているが，その内容は不詳である。おそらく道南地方の一部に旧時代からの慣行に由来したものと思われるが，府県の部落有林野とは性格が異なるのではないかと思う。

表2　北海道市町村有林及び部落有林の面積の変遷

年次	明治44	大正1	〃 11	昭和1	〃 5	〃 11	〃 14
	(千町歩)						
市町村有林	29.2	68.4	85.7	102.6	130.5	152.9	164.9
部落有林			6.2	3.2	3.2	1.6	2.2

註　1.「北海道山林史」より作成
　　2. 大正11年の部落有林にはその他団体林が含まれている。

表2からみると，市町村有林の形成は明治末期から始められ，大正末期から昭和の初めにかけてなしとげられた如くである。全体としては16万町歩ぐらいで国，御料，道などにくらべると，面積は小さいが，市町村有林も住民の利用という点とかけはなれた立場で地主的所有の体制にくみこまれたものとみることができよう。基本財産造成という目的がこれを裏書している。道庁当局も町村有林の造成には奨励の方針であったようである[21]。

明治41年(1908)の「北海道国有林野及産物処分令」と42年(1909)の「北海道国有林野売払規則」は,国有林野のうち,国土保安又は国有林野の経営上国有として保存する必要のない不要林は,競争入札により売払うが,随意契約で売払うことができる場合の一つとして,「区町村其の他公共団体の基本財産に充てるため売払うとき」と定めている。この規定は市町村有林の発生をうながしたものとして認められねばならぬ。のちに述べるが,不要林のうち,市町村基本財産として処分された面積は明治41年(1908)から大正11年(1922)までに23,345町歩である。

また,大正8年(1919)には「共同放牧地共同秣地,共同薪炭林に関する件」が北海道庁からだされて,管理並びに使用規則を設けて管理はこれによらしめ,立木の処分は営業用に売払わざること,共同薪炭林目的の土地には施業案を編成すること,共同放牧地,共同薪炭林地に対しては必らず火防線を設けること等を条件として放牧地として適する国有未開地を町村にも処分することができるようにした[22]。これによって処分された土地も市町村有林の一部を形成したものと思う。

第6節　私有林の形成

はじめに述べた如く,北海道は明治維新の当初には道南地方の一部を除いてはほとんど林野に対する占有関係も利用関係もなかった。そこで無主地国有の原則によって非常に簡単に国家的林野所有が成立していったのである。したがって私有林野の形成は国有地の払下げといった形をとって行なわれた。明治政府の開拓政策を反映する土地払下政策によって私有林の形成過程には変遷があったのは当然といわなければならぬ。その土地払下政策,ひいては開拓政策自体が日本資本主義の発展段階に対応するものであったのはいうまでもない。

ここでは土地払下政策の変遷にともなう私的林野所有の形成過程を時代の進行とともにあとづけることとしよう。

(1)　開拓使,3県1局時代

第1節に述べた如く,明治5年(1872)「地所規則,北海道土地売貸規則」を制定したが,これは北海道に私的土地所有制の礎をきずいたもので,同時に明治19年(1886)に北海道土地払下規則が制定されるまでの間の北海道土地払下の基本法であった。その大要はすでに述べたが,これまで禁じられていた種々の土地処分権を自由にし,将来利用さるべき土地については売下の原則をとり,官民有区分の明確な基準を与えた。このとき,従来利用されていた土地で私有地として認められた面積は多くなく,大部分は官有地として残り,その後売下げられることになった。私有地と認められた土地も宅地,田畑,海産干場等で山林原野はほとんどなかったのではないかと思われる。

土地払下の限度は1人10万坪であって，地所規則第15条では募移民に対しては明治5年より向う3年間に自家労力をもって開墾した土地はすべて無償で付与せられることになっていたが，其の後この方法は「移住農民給与規則」（明治7年）によって自移民にまで拡大継承された。このことは当時の開拓政策が自作農民の扶殖を目標としていたことをあらわすものである。開拓使は国防的見地から移民を非常に急いだので，移民に対し手厚い直接保護政策をとったが，これもそのあらわれである。しかし，明治維新の変革は農民層の分解をすすめ，没落した農民は，大量に発生した失業下級武士団とともに北海道移民の潜在的プールであったが，当時の北海道のような処女地に対する移住は，移民がある程度の資金を持つことが必要であって，これらの農民や下級武士が独自で開拓の当事者となり得なかった。保護移民・開墾地無償下付の必要な理由はここにあったが，実際に移民があまり進まなかったのは本土の農民の土地からの分離が充分でなかったためであろうし，また資本の生長がまだ開拓に乗りだすほどにはなっていなかった。移民の中心は間もなく士族中心になっていった。

土地売貸規則による売下価格の基準はただ一様に上中下の3段階による区分であって耕地目的，山林目的等による差等を考慮していなかったため，売下の相手方は華族や資産家となりがちであった。明治5年(1872)から19年(1886)までの15年間に土地売貸規則による処分面積は34.636町歩であったがその中，売下面積は27,695町歩である[23]。

地所規則および土地売貸規則以外の土地処分に関係ある規則として明治8年(1876)の「山林荒蕪地払下規則」と明治16年(1883)の「北海道3県移住士族特別保護及び取扱規則」があげられる。前者は明治政府が失業下級武士の救済政策としてとった「官林荒蕪地払下規則」の北海道版というべきものである。後者も同様の性格を持つものであるが，西南の役に始まり明治14年(1881)に終ったインフレーションと，この後のデフレーションによって貧窮化した没落士族の救済策であった。この両規則によって処分された土地は，地所規則および土地売貸規則によるものに比べれば僅少であった。「3県移住士族特別保護及び取扱規則」には木材や薪炭の共有地として最長30年賦で山林原野の払下を受けることができる規定があった。

以上明治19年(1886)までの北海道の官有未開地の処分は大半が地所規則と土地売貸規則によるものであった。当時の統計表によれば，明治20年には全道に民林有租地2,694町歩，年期地は1,524町歩であった[24]というから，この時期の私有林はきわめて微々たるものであった。この時期は日本資本主義にとって生成期の原始蓄積過程であって，民間資本が直接北海道の森林をとらえに来るまでに成長していなかったことの反映にほかならない。そのかわり明治政府の上からの資本主義化の反映として国家的林野所有の確立が行なわれていた時期ということができる。

(2)　道庁設置期より国有未開地処分法制定まで（北海道土地払下規則によるもの）

明治10年代は本土の没落農民と失業下級武士団の救済と北辺防備という目的を同時に果そうとして開拓が進められ，移民が次第に増加して来た年代であった。この頃，ようやく原始蓄積過程を終え発展期を迎えようとしつつあった日本資本主義の要求によって開拓政策は大きな転換をしなければならなくなった。すなわち，北海道庁の設置と同時に開拓使，3県1局時代の自作農定着政策は積極的な資本誘導策へと変ってゆくのである。さきに述べた如く，「人民の移住」から「資本の移住」へという政策転換である。殖民地選定区画事業や官営企業の民間払下はこの具体的表現であったが，同時に土地払下政策にも大きな変動があったが，明治19年（1886）の「北海道土地払下規則」の制定による大地籍払下の途を開いたことがこれである。これは華族，資本家，地主に対し大土地所有への途をひらいたものとして特に重要である。

土地売貸規則及び地所規則は主として次の2点に欠陥があるとされた。(1)売下の条件として一定の要開墾面積を規定していなかったので，単なる土地獲得を目的とする土地投機者に悪用されることが多かった。(2)1人10万坪の制限が開拓政策の転換にあたって大きな障害となった。ここにおいて「北海道土地払下規則」が定められた。この規則によると，まず10年以内で土地を無償で貸下げし，その貸下を受けた者は予定の事業成功の後千坪1円の割で払下を受けるという予約開墾の方法を採用した。また，1人に対して処分すべき面積は前の土地売貸規則と同様10万坪であったが，例外の規定を設けている。すなわち，第2条「土地払下の面積は1人10万坪を限りとする。但し盛大の事業にして此制限外の土地を要し其目的確実なりと認むるものあるときは特に其払下をなすことあるべし」。

この例外規定により，また土地払下面積の大小にかかわらず同一価格で払下げられたため，資力のない者はその負担にたえなかったので，事実上は巨大不在未利用地を生むことになった。また未開地上の立木に関しては何等の規定もなく，土地貸下を受けた者の自由処分に委せられていたので，折から拡大しつつあった木材市場を目当てに立木のみを目的として暗躍する者も生じて来た。明治19年（1886）より「北海道国有未開地処分法」の制定をみる明治30年（1898）までの間官有未開地の処分はこの「北海道土地払下規則」によって行なわれたが，その実績は次のとおりである。

事業成功後払下をする目的で無償貸下をした土地は明治19年から29年までの11年間に405,312町歩に達し[25]，明治5年から19年までの15年間の34,636町歩に比し驚くべき増加であったが，払下られたのは21,523町歩で大部分は返還処分を受けたわけである。明治25年から29年までの貸下地合計247,483町歩のうち林地は1,746町歩，牧場6,201町歩でほとんどとるに足りない。[26]大部分は耕地である。この当時の民有林の面積は，明治20年4,218町歩，25年4,745町歩であるが30年には17,964町歩となっている[27]。29年以前

に土地払下規則によって形成された私有林は僅かであることがわかる。なお，この当時に属する土地払下の特別規定として明治23年 (1890) の「屯田兵土地給与規則」がある。屯田兵の制は明治7年 (1874) に定められたが23年の屯田兵制改正に当って設けられたのがこの給与規則である。この規則では1戸当り1万5千坪，下士官2万坪までの土地が各人に給されたが，さらに1戸当り1万5千坪の割合で公有財産として兵村に給された。各戸に分散した土地はほとんどが耕地と宅地であったが，共有地としては練兵場，官舎，本部敷地，道路敷地，風防林，射的場などが区画された。風防林は多くは中隊の西北隅に設けられ幅60間を普通としたという[28]。共有地はその後，小作地として各人に分割されたり，村の共有財産となったが，一部は市町村有林となったり，また私有林になったものもあると考えられる。

(3) 旧国有未開地処分法時代

日清戦争を経て急速に産業資本が確立過程に入るや，これに対応して北海道も次第に活況を呈してきた。本土からの移民も増加し，民間において殖民論も盛んとなってくる。近衛篤麿の「北海道私見」は資本を富豪と大華族に求めるという意見として代表的なものであった。すでに北海道庁設置にあたり開拓政策は積極的な資本誘導策に転じていたが，いまやその条件も次第に備わってきた。すなわち，日本資本主義がそこまで生長発展してきたものということができよう。

ここにおいて未開地の処分方法をさらに改めて，より資本の導入が行なわれ易い状態を作ろうとして制定されたのが明治30年 (1897) の「北海道国有未開地処分法」である。従来の「北海道土地払下規則」は欠点が多く，上の観点からみて充分の効果をあげ得なかったのである。この「未開地処分法」は従来の土地処分規則がすべて太政官布告や内閣令などであったのが，はじめて帝国議会の議決を経た法律であったという意味で画期的であったばかりでなく，その内容，実績においても極めて画期的なものであった。その特質をあげれば次の如くである。

国有未開地を多数の種類にわけてその処分法を違えたこと。従来は国有未開地はその利用目的によって，宅地，耕地，海産干場，山林，牧場等に分けてあったが，その処分の取扱には明確な区分はなかった。国有未開地は，(1) 開墾牧場若しくは植樹に供せんとする土地，(2) 公用若しくは公共の利益となる事業に供せんとする土地，(3) 市街地，市街予定地其の他の土地，(4) 社寺地又は墓地その他に供せんとする土地，(5) 素地の儘使用せんとする土地の5種にわけ，処分法は貸付，付与，売払，交換の4種とし，貸付は無償と有償，売払は競売と非競売に分けて土地の種類により処分法を異にした。

国有未開地の大部分は開墾牧畜若しくは植樹に供せんとする土地であって，この法律の中心をなす部分である。従来，この種の土地は無償貸付を行い，一定の期間内に開墾そ

の他の土地の上に行うべき事業を行わせ，其の成功者に払下げたのであるが，「……無償にて貸付し，全部成功の後無償にて付与すべし」とあらためられた。

このように無償付与の原則をとると同時に1人に貸付すべき土地の制限を大幅に拡大した。すなわち，開墾に供する土地，150万坪(500町歩)牧畜に供する土地250万坪(833町歩)，植樹に供する土地200万坪(666町歩)で，会社又は組合を以てする場合はこの2倍迄貸付けることができるものとした。貸付ける期間は植樹地と泥炭地はとくに20年以内とされた。

かくの如く，本法がいかに資本家の擁護を目的とし資本の導入をはかろうとしたかということは明白である。自営を志して渡道した農民にとって僅少でも土地代金を支払うことは極めて苦痛であったから，無償付与の原則を採用したことには意味があるが，代金を支払う能力があり，支払っても充分の利益をあげることができる富豪や企業開拓者にまで無償付与することとし，しかも会社や組合は2倍まで貸下げるというのは，日清戦争後，急激に勃興してきた資本家の勢力によるものであった。議会に出された原案は3万坪以下の土地，すなわち小農家に必要な小面積の土地を無償とし，それ以上の土地は従来通り千坪1円で売下げる方針であったが，貴族院の委員会で修正されたものである。

以上の点について新撰北海道史は次の如く述べている[29]。「その最も特徴とする処はこの法案成立の過程に於いて述べた如く，殖民上最も重要であり，且国有未開地の処分上最大面積を占める開墾，牧畜，植樹に使用する土地処分に際して，面積の大小を論ぜずして一率に無償付与の処分を行なうた事であって，かかる方法は旧北海道国有未開地処分法(明治30年のこの法律は明治41年に改正された)の施行期間のみであって，其の後に例を見ないのである。このために大地積の貸付は非常な増加を示し，其は後述するが北海道土地払下規則による国有未開地貸下面積合計は405,300余町歩，1年平均36,800余町歩，北海道国有未開地処分法(明治41年法律第57号)による国有未開地売払面積及び特定地の貸付面積の合計1,407,200余町歩，1年平均97,000余町なるに比して，旧北海道国有未開地処分法による国有未開地の貸付面積は1,425,000余町歩，1年平均123,900余町歩で断然他を抜きんでている。この事実は本法による無償付与が府県資本家にとって有利であり，如何に彼らを刺戟したかを示すものであって，資本家擁護の積極性を見得るのである」。

これは明治政府自身が資本の誘導策を採用したと同時に，日本資本主義自身がその生長によって自ら北海道をとらえに来た段階であると理解できるのである。このようにこの国有未開地処分法は大地積の無償付与によって尨大な国有未開地を処分したが，同時に土地投機と土地所有の集中を誘発し，北海道に最も特有の不在大土地所有制をつくりあげてゆくのである。

この処分法によって明治30年(1897)から明治41年(1908)までの12年間に無償付与

を前提として貸付けた土地は次のとおりである。

耕	地	794,647 町歩（ 56%）
牧	場	557,201 町歩（ 39%）
林	地	70,073 町歩（ 5%）
宅	地	1,503 町歩（ 0%）
其	他	2,056 町歩（ 0%）
計		1,425,482 町歩（100%）

耕地が最も多く 56% をしめているが，これについで牧場が多い。林地は 7 万町歩をこえて 30 年以前にくらべればかなり増加している。

牧場は 1 筆当りの面積が 177 町歩で最大であり，大地積処分は牧場を中心として行なわれたことがわかる。なお，貸付後成功検査により返還処分を受けたものもかなりある。

この頃資本家的森林経営者に対する国有未開地の処分も徐々ではあるが現われはじめている。明治 31 年（1898）に北海道炭鉱汽船株式会社は現在の栗山山林を買受け，34 年度には雨竜山林 1,324 町歩の貸付を得て積極的に造林にのりだしている。また 31 年に資本金 15 万円で設立された北海道造林合資会社は軽川に 2,360 余町歩の貸付を受けて造林に着手している[31]。

ここでこの当時の私有林形成に関連あるものとして殖民地区画選定事業にふれなければならない。すでに述べた如く，明治 19 年（1886）北海道庁が設置されると同時に殖民地選定事業が開始され，また，23 年（1890）には「殖民地区画法」が制定されている。殖民地はすべて予かじめ選定区画した上で，移民に引渡されることとなったのである。この区画測定の際に必要がある場合には風防林地，公共用地などが設定された。たとえば，23 年に奈井江村と滝川兵村との境界に幅 50 間の風防林地が設けられたのをはじめ，下常呂原野，忠別原野，上美唄原野，篠津原野などにも風防林，風防林敷地が設けられている[32]。明治 29 年（1896）には「殖民地選定及び区画施設規程」を定めたが，これによると，区画設計をする際には予定地として保存林，薪炭林及び草刈場などを存置すべきことが定められた。次の如くである。

第 5 条　区画設計には左の予定地を存すべし。

2. 保存林，風防林風致林水源涵養林等に区分し風防林は少なくも 1800 間毎に之に相当する土地を適宜存置すべし。

10. 薪炭林及び草刈場，地形により適宜之を設く（薪炭林は 1 戸 1 万 2 千坪，草刈場は 1 戸 1 万 5 千坪を標準とすべし）但し現在官林内に係るものは調査を要せず。

このようにして存置された林地の中に後年の私有林となったものがあるだろうと思われる。また，明治 32 年（1899）の「北海道官林種別調査」はさきに述べた如く前記の殖民地

選定区画事業と関連して制定されたものであるが，その調査の結果として第3種官林——私有林予定地が30万町歩計上され，それが40年(1907)の「国有林野整理綱領」に基づく不要林として処分されるようになる。

(4)　国有未開地処分法改正，第1期拓殖計画の実施時代

日清戦争後の発展の時期を終り，ようやく確立期に入った日本資本主義全体の発展に歩調を合わせて，北海道の開拓政策は資本誘導策とそのあらわれとしての大地積土地払下政策を展開してきた。30年代の終りに日露戦争を勝利のうちに迎えて，ふたたび飛躍的発展の時期を迎えた日本資本主義は朝鮮，満州および中国などの市場確保を契機として各種の産業が急速に発展する。これに呼応して北海道の開拓は資本誘導策からさらに積極的な産業奨励の総合計画たる第1期拓殖計画の時期に入ってゆく。明治43年(1910)から大正15年(1926)まで，北海道のあらゆる産業はこの計画の下で展開することになる。一方において，大地積処分による大土地所有形成と，原始蓄積過程を通じて土地から分離せしめられた大量の窮迫農民層よりなる移民とは資本主義的経営の面で結びつけられることなく，地主と小作人という結合形態をとった。大土地所有者は寄生地主と化して小作制度が北海道農業の支配形態となった。一方日清，日露戦争後の恐慌を通じて農民はますます窮迫していったが，これらは大地積無償払下政策と自由放任的開拓政策によってさらに小作化の傾向をはげしくしていった。このような矛盾を修正するためにまず，明治41年(1908)「国有未開地処分法」が改正された。この改正は何よりも直接には大地積無償付与の弊害を除去することを目的とした。すなわち，無償付与制のために，当時価格のでてきた立木を目当としたり，土地の価格の昂騰をねらう投機家によって拓殖の進展をさまたげられていたのである。間接的には小作農の大量発生もこの大地積無償付与の制度にもとづくこと前述のとおりである。

改正点はまず第一に大地積処分に対して売払制をとったことである。自ら耕作をせんとする者のために設けられた特定地および公共又は公用の利益となる用に供せんとする土地以外はすべて売払の制度をとることとした。この売払代金の収入は国有林の森林収入とともに第1期拓殖計画の財源とすることになった。この意味で，すべての土地処分は第1期拓殖計画の中で行なわれるようになった。

第二に自ら耕作をしようとする者に対しては特定地を指定し，一定条件の下に無償貸付して成功後無償付与することとした。すなわち，「第3条，自ら耕作をなさんとする者の土地の区域を限り特定地を設置す，特定地は勅令の定むる所に依り無償にて貸付し成功の後之を付与す」と規定し中小自作農を保護しようとした。

売払制度の採用によって無償付与制の弊害を除去しようとした意図は法案において，1人に対する処分面積の限度を，耕作に供する土地は200町歩，牧畜植樹に供する土地は500

町歩，その他10町歩としたことで実現されたが，これは貴族院において次の如く修正された。（北海道国有未開地処分法施行規則）「第5条　土地の売払または貸付面積は1人に付き左の制限を超ゆることを得ず。但し前に売払を受けたる土地の事業を成功したる者に対しては其の面積を通算せず。

1. 耕作に供する土地　800町歩
2. 牧畜に供する土地　800町歩
3. 植樹に供する土地　800町歩
4. 特　定　地　10町歩
5. 其の他の目的に供する土地　10町歩

会社組合その他共同して事業を経営せんとする者に対しては其の資産及び人員に応じ前項面積を5倍まで累加することを得。」

かくの如く1人当りの面積は拡大され，会社組合等の企業的経営に対しては旧法の2倍を5倍にまで拡張し，在来の資本家大地主優先の政策は一層拡大されて貫徹された。

「常に資本家が本道にて大地積を得，地価騰貴による収益の増加を得んとする事に対し，都合よき修正を加え，彼等資本家の意志を強く反映したのであった。」[33]

大地積処分の弊害がとくに多かったのは牧場目的の土地処分である。これは使用検査成功検査が農耕目的のものより容易であったために，成功検査が通ると，立木は売払われ家畜は姿を消して荒廃した土地だけが残る結果となった。大正3年(1914)までに処分された300町歩以上の土地で牧畜地は筆数で75.8%，面積で69.2%を占めている[34]。大地積処分の中心が牧場であったことはこれによっても知り得る。大正3年，北海道庁は未開地処分法施行細則同取扱手続等を改正し，同時に通牒を発して牧場処分は当分之を中止して，これに該当する土地は畑と放牧地の目的で併せて処分することを原則とすることになった。また起業中の売払地で目的変更を出願した者に対しては畑，牧場，植樹地に変更することが許された。このようにして弊害の多かった牧場目的の土地処分は大正5年(1916)から大正11年(1922)にいたるまで中止された。

なお，明治42年(1909)「植樹目的未開地売払処分の件」を発し，植樹目的で処分する土地は地勢急傾斜又は地質劣悪で到底耕作又は牧畜に適せざる地を以てすべく，仮令かかる土地でも既に天然生の樹林で山林をなせる土地又は自然稚樹の育成に委せれば山林を形成する土地は除外することにした[35]。

国有未開地処分法の改正とその後の経過については上述の如くであるが，いま，明治43年(1910)から大正15年(1926)までの第1期拓殖計画実施期間中の国有未開地処分状況をみると次の如くである[36]。

まず売払処分についてみると

農耕地	412,019 町歩	(38%)
牧畜地	367,446 町歩	(34%)
植樹地	49,180 町歩	(5%)
その他	1,961 町歩	(0%)
素地の儘売払	248,987 町歩	(23%)
計	1,079,598 町歩	(100%)

農耕地が最も多く，牧畜地がこれについでいる。農耕地は旧処分法時代にくらべれば大幅に減っているが，牧畜地は大正5年(1916) から大正10年(1921) までの空白期間があったのにもかかわらず面積の34% をしめている。 素地のまま売払われた面積がこれに次ぎ23% をしめているが，この中には大正4年から行なわれた放牧地処分232,065町歩が含まれており，牧畜地と合わせて599,511町歩，全売払地の55.5% の大量が牧畜，放牧地として売払処分に付されたわけである。この売払地は規定に違反したとき又は拓殖上，土地整理上支障のあったときは処分を取消されることになっており，取消処分を受けた売払地は182,513町歩で，これに失効処分を受けた77,329町歩を加えて259,842町歩になっている。以上のほかに268,730町歩が特定地その他として貸付処分されているほか，旧処分法によって貸付地として付与されたものがこの期間に488,564町歩となっている。この期間に処分された土地のうち牧畜地が非常に多いことが目立っている。次に植樹地として売払処分を受けたもの，貸付地付与(旧法による)を受けたもの，さらに取消失効処分を受けたものをあげると表3のとおりである。

表3　植樹地処分実績 (明治43～大正15) (町歩)

年度	売払処分	旧法貸付付与処分	売払取消	失効処分	年度	売払処分	旧法貸付付与処分	売払取消	失効処分
明 43	1,800	1,334	11	—	大 9	5,910	29	17	63
44	3,501	1,493	94	—	10	2,857	630	205	62
大 元	1,418	3,603	343	—	11	5,018	177	295	564
2	1,811	632	734	86	12	5,998	5,925	326	194
3	892	12,789	369	73	13	5,923	189	773	460
4	544	1,040	223	44	14	3,698	537	1,989	205
5	1,263	4,273	334	12	15	2,733	—	1,020	398
6	2,347	2,175	330	42					
7	1,694	401	73	1					
8	1,772	258	215	2	計	49,180	35,485	7,351	2,206

註　「北海道第1期拓殖事業報文」より。

表3によると植樹地として売払われた土地は49,180町歩で，これを1筆当り面積を算出すると5.7町歩で比較的小面積である。年度別にみると第1次世界大戦後の大正9年

(1920) 以降に急激な増加を示し，13年(1924)まで5,000町歩を上廻っている。これに旧処分法によって貸付付与されたものを加え，さらに売払取消，失効処分の合計9,557町歩を差引いた75,108町歩がこの期間中に植樹地として処分付与されたことになる。ここで，再びこの時期における「殖民地選定区画」事業にふれなければならぬ。すでに明治35年(1902)に「殖民地選定手続」を制定して「官林種別調査」の第4種官林以外の官林に対しても殖民地を選定することができるようになった。さらに大正8年(1919)には「殖民地選定心得」が出され，単なる開墾適地の調査から土地利用の調査に重点がおきかえられた。選定地は利用目的によって耕地ほか6種の土地に分類されたが，林地としては植樹地，防風防霧林地，薪炭林地が設定された。第1期拓殖計画の時期に選定区画された殖民地は160万町歩をこえるが，その中植樹地として122,013町歩が選定された[37]。各林地選定の標準は次の如きものである[38]。

植　樹　地　(1)地形土質の関係上農耕又は放牧に適せざるもの，(2)現在林相をなさず又は天然稚樹の生育に依り森林を形成すべき見込なきもの，(3)地形土質が放牧に適するも植樹も必要若しくは有利と認むるもの。

薪炭用林地　(1)傾斜土質の関係上農耕又は放牧に適せざるもの，(2)相当林相をなせるか，又は将来天然林相を形成すべき稚樹の存在せるもの，(3)放牧に適するも薪炭用林として存置するを妥当と認むるもの。

防風防霧林　(1)地形及び土質が農業耕又は放牧に適するも相当の林相をなし，防風若しくは防霧林として存置の必要を認めたもの，(2)天然稚樹の生育に依り林相を形成すべきもの，(3)現に林相を為さざるも将来植樹造林により防風若しくは防霧林の設定を必要と認めたるもの。

この標準にしたがって選定された植樹地等のすべてが，その後の民有林を形成していったわけではないが，その一部は国有未開地処分法によって処分され，私有林形成に参加したことはいうまでもない。

(5) 国有林の不要林処分

これまで述べてきたところは国有未開地の処分による民有地の形成過程で，その中で私有林の形成に関連するところをとりあげてきたが，国有未開地処分によらずに直接国有林から私有林として処分されたものがある。

明治32年(1899)の「官林種別調査」とそれにもとづく明治40年(1907)の「北海道国有林整理綱領」はしばしば述べた如く，国有林，公有林，私有林の区分と境界画定事業の基礎となったものであるが，この際の私有林予定地は40万町歩であり，これを41年度から30年間に売払う計画であった。実際の処分は41年の「北海道国有林野及び産物処分令」と42年の「北海道国有林野売払規則」によって行なわれた。

これより先，官林の処分に関してはすでに明治23年(1890)「官有森林原野及び産物特別処分規則」に準拠して行なわれることとなり[39]，官有森林原野のうち，官庁または公共の用に供するために売払うときと，10町歩以下で而も見積代価金200円を超えざる森林原野で民有地又は道路河川に介在しているものを接続地の所有者へ売払うときは競売によらず，随意契約で売ることができるものとされた。また，35年(1902)には「北海道国有森林原野特別処分令」を制定し，北海道における製紙・燐寸軸木及びタンニン製造者に対しては北海道庁長官は国有林を随意契約によって売又は貸渡すことができるようになった。これには主副産物の売渡しも規程され，後にも述べるが，北海道に対する産業資本の直接的働きかけのあらわれとして重要なものである。しかし，これらの処分に関する道庁長官の権限は比較的狭いものであったが，41年と42年にいたって，前記の「北海道国有林野及び産物処分令」と「北海道国有林野売払規則」によって長官の国有林売払処分範囲は著しく拡張された。なお，以後の国有林売払収入は第1期拓殖計画の重要財源となったものである。同規則によると，国有林野のうち国土保安又は国有林野の経営上国有として保存する必要のない不要林は競争入札により売払うのが原則であるが，次の場合には北海道庁長官は随意契約で売払うことができた。

(イ)　公用又は公共の利益となるべき事業の為必要があるとき。

(ロ)　区町村其の他公共団体の基本財産に充てるため売払うとき。

(ハ)　特別の縁故者，即ち

(1)　部分林ではその造林者

(2)　官地民木の森林では其の樹木の所有者

(3)　開拓使設置以前入会の慣行があった林野では其の入会関係にあった区町村又は区町村の一部

(4)　神詞・仏堂・墓碑其の他遺跡の存する林野にあっては其の遺跡に縁故ある者

(5)　古記社伝又は歴史の記す所により社寺に縁故ある林野にあっては其の社寺

(6)　保安林は其の直接利害関係者

(7)　本法施行以前に開墾牧畜又は植樹の為貸付した林野では其の借地人

(8)　飲料灌漑等の用水供給上必要な林野は其の売払を受けた地の住民

(ニ)　現に北海道に於いて鉱業又は北海道庁長官の定める重要製産品，即ち燐寸材料，鉄道枕木，紙其材料，経木其材料，薬品，樹脂，香水，香油其の他乾溜水，包装箱其箱板，漆器其材料，椎茸，道外輸出木炭等の製造を営む者に対し，其の事業の為必要な林野を売払うとき。

以上のうち，(ロ)の処分はさきに述べた如く市町村有林の発生を促したものである。その他は私有林野の形成に対して重要な契機となったが，とくに(ニ)は35年の「北海道国有

森林原野特別処分令」を継承したものであり，産業資本誘導政策のあらわれであるが，拓殖計画の背景をなす日本資本主義の成熟とその北海道に対する積極的働きかけを示したものである。国有未開地の植樹地処分は比較的小面積であったが，この規則によって大地積の私有林が生まれていったものということができる[40]。

明治41年(1908)から大正15年(1926)までに国有林から私有林として処分されたのは152,695町歩で，のこりの私有林予定地は国有未開地に編入された。その年度別処分実績は次の表のとおりである。

表4　私有林予定地処分

年度	面積	年度	面積	年度	面積
明 41	3,722	大 3	25,811	大 9	857
42	13,336	4	17,407	10	7,920
43	16,559	5	13,633	11	4,376
44	13,251	6	7,499	12～15	—
大 元	15,495	7	6,487		
2	8,462	8	3,443	計	158,259

註　「第1期拓殖事業報文」より

表4によると明治42年(1909)から大正5年(1916)までが最も多く，大正12年(1923)からは全く処分されていない。なお，この私有林予定地の売払面積を売払の種類別にみると表5のとおりである。

表5　不要林売払種類別面積

類別	件数	面積	類別	件数	面積
市町村基本財産	56	23,345	介在地	4	24
縁故者	6	555	公売	98	42,350
鉱業	28	11,620	明治23年勅令193号	69	33,291
重要生産品製造業	94	46,768			
溜池	5	9	計	360	158,420

註　「国有林事業成績」大正11年より

表5によると最も多いのは重要生産品製造業であって，これに鉱業を合わせると3分の1以上であり，公売の中にも産業資本に対するものが含まれているので，これを含めると産業資本に対する売払はかなりの部分を占めていたものと推察される。国有未開地処分における植樹目的の処分は1人当りの面積が比較的少なく，且全体でも面積は余り大きくなかったので，この国有林の不要林売払が，私有林形成に果した役割は大きい。それが産業資本優先の態度でなされたことは注目されねばならない。

(6) 大正末期までの私有林面積の変遷と大山林所有の形成

明治以降，大正末期の第1期拓殖計画終了の時までの私有林の形成事情を土地払下げ政策の変遷と共に述べてきたのであるが，この間，直接林地として私有林に繰り入れられた面積のはっきりしているのは明治43年(1910)以降の第1期拓殖計画実施期の国有未開地処分による植樹地75,108町歩と私有林予定地としての国有林売払による158,259町歩（この中には市町村有林も一部含まれている）の合計233,367町歩である。明治30年(1897)より40年(1907)にいたる旧国有未開地処分法の時代に林地として約7万町歩の面積が貸付けられているが，そのうちのかなりの部分が返還処分を受けている。それ以前の土地払下規則と土地売貸規則時代のものについては林地として処分された面積ははっきりしないが，全体の面積も小さいので，これは無視しても良いと思う。結局国有未開地処分および私有林予定地としての国有林処分から直接的に生みだされた私有林は大正末期までにせいぜい20万町歩台であったのではないかと思われる。ところが私有林面積を統計表によってみると，すでに大正13年(1924)には100万町歩を超えている。この差の私有林は国有林の不要林処分ならびに国有未開地処分（林地としての処分）以外の方法で形成されたと考えなければならない。これには牧場から植樹地への起業目的の変更と大正9年(1920)以後の恐慌によって放棄された耕地への造林とが考えられる。

大正3年(1914)の国有未開地処分法施行細則の改正によって牧場としての処分が中止となったことはすでに述べたが，この際，起業中の売払地が目的変更を出願した者に対しては牧場を耕地，植樹地に変更することができるようになった。さらに大正9年(1920)には拓殖部長から支庁長宛に植樹目的地に対する起業方法を変更する通牒がでている[41]。すなわち，

3. 畑又は牧場に対し植樹地目的に変更の出願ありたる場合には改正規定を適用し，改正規定に示す条件に依り変更許可すること。
4. 畑又は牧場を植樹目的に変更する場合に於いて今後成功すべき土地の事業成功期間は未開地処分法施行細則第4条に依り新に定むること。

牧場又は畑からの植樹地への起業目的を変更したものの実数は知り得ないが，このような通牒がでたことは造林奨励の手段であると同時に，牧場などの荒廃を裏書しているものである。起業目的の変更手続きをしたと否とにかかわらず，牧場などから私有林に転換したものはかなり多いと考えなければならない。荒廃した農地などに対する造林は大正9年頃より盛になるが，これより先，第1次大戦中の好況下において北海道農業は非常な発展を示した。とくに耕地面積は大正4年(1915) 683,100町歩であったが，大正8年(1819)には816,100町歩と非常な増加を示した[42]。これは主として豆作物の投機的作付に基づくもので，耕境は著しく前進し，かなりの傾斜地も耕作されるに至った。その後，戦後の恐

慌によって耕地面積は大正10年(1921)の85万町歩をピークとして次第に減少し，80万町歩を割るようになる。この間において北海道の私有林の造林が後に述べるように急速に発展し，造林面積は大正10年は3,470町歩，11年4,524町歩，12年6,539町歩と増大してゆく。これらの面積の中には上述の過程で荒廃した農地に対する造林がかなり多く，それが新たに私有林にくみ入れられたわけである。なお，耕作を目的として処分した国有未開地のなかに防風林，風致林，薪炭用材林として残されて私有林となったものもあろう。(国有未開地処分法施行細則第18条)しかし，私有林の面積は調査の方法によって著しく異なるのであって，統計上の面積の増大は境界測量の進展とも関連すると思われる。当時の私有林面積の過半は無立木地とされているが，これらは牧場名義の国有未開地処分のものが伐木放置されていたものが，森林調査の際に起業目的や地目の変更と関係なく私有林にくみ入れられたのではないかと思われる。のちに示す如く私有林の面積は統計上大正4～5年頃に急激に増大する。植樹地処分も国有不要林の処分もこの頃が最大ではあるが，私有林統計にあらわれたような大きな数字ではない。新撰北海道史の統計表の説明によると，「私有林面積の大正4年に急激増せしは現場につき精査せし結果なり」と述べている[43]。いま，私有林面積の変遷をみると表6のとおりである。

表6　私有林面積の変遷（明39～昭元）

年度	面積	年度	面積	年度	面積
明治 39	19,965	大正 5	568,757	大正 11	890,854
44	57,356	6	651,969	12	890,854
大正 1	111,238	7	617,173	13	1,087,129
2	92,179	8	744,402	14	1,087,129
3	113,761	9	906,824	昭和 1	1,087,129
4	374,660	10	890,854		

註　1. 社寺有林を含む
2. 大正9年迄は「北海道森林統計書」
3. 大正10年以降「国有林事業成績」

以上の如くにして大正末期にいたる迄に北海道の私有林形成がほぼ完了されたとみてよいであろう。大正13年(1924)に100万町歩をこえた私有林は，その後しばらくの間100万町台をつづける。ところで，昭和3年(1928)に北海道庁拓殖部地方林課から発行された「100町歩以上の山林所有者」によると100町歩以上の私有林所有者の人数とその面積合計は次のとおりである。

社寺有林	3 (社寺)	373.8 町	会社有林	181 (会社)	163,245.1 町
個人有林	714 (人)	284,940.7 町	計	898	448,559.6 町

100町歩以上の所有者で100万町歩の半ば近い森林を所有していたということができる。このような大山林所有の形成はこれまで述べた経過からみると国有未開地の植樹地処分に負うところ大であるとはいえない。国有不要林の処分はこれに比して資本家優先の処分を行ない，大所有の形成に重要な役割を果したものということが出来る。一方牧場処分については明治19年(1886)以来，とくに30年(1897)の旧国有未開地処分法の制定以後，改正国有未開地処分法の時代を通じて最も典型的な大地積処分を行ない，華族，富豪，資本家の優遇政策を実現してきたことはすでに述べたとおりである。国有不要地処分と国有未開地の植樹地処分のみの経過からはこのような大所有形成のすべてを説明することが困難のように思われるとすれば，その他の部分は先にも述べた如く牧場名儀の国有未開地処分にその根源を求めなければならないと思われる。牧場名儀のものが相当に私有林に組み入れられたと考えるならば，私有林面積の変遷の経過も，大所有林野の存在もおおよそ説明しうるのではないかと思われる。このような牧場の大地積処分は明治30年(1897)代から大正初期にかけて行なわれたのであって，したがって，北海道私有林の大所有形成も同じ時期に行なわれたということができよう。

北海道の大山林所有者のうち特に巨大なものはこのような形成当時の事情によって華族や資本家によってしめられる。たとえば，前田，蜂須賀などが前者の例であり，後者には王子製紙，三井物産，北海道炭鉱汽船会社などがあげられる。これらはいずれも巨大所有というにふさわしく数千町歩から数万町歩の森林を所有している。古い統計がないのでこの当時のことは明瞭ではないが，昭和22年(1947)の統計によると，千町歩以上の所有者は会社団体で81名，個人で35名でその面積は合計276,231町歩で全私有林の25%に相当する。これらのうち会社有林が過半をしめるが，主なるものについてその所有の沿革をみると次の如くである[46]。明治31年(1898)にすでに北海道炭鉱汽船会社と北海道造林合資会社が国有未開地の貸下を受けたことはすでにのべたとおりであるが，その他について略述する。

北海道殖産株式会社（前田林業所）明治43年(1910)以来，木古内，知内に国有未開地5,000町歩の払下を受けるその後隣接地の買収を行ない総面積12,000町歩となる。

王子造林株式会社経営林，王子製紙株式会社と王子造林会社の所有林に分れるが，いずれも明治末期から大正年間に国有未開地の売貸処分を受けたものにはじまり，その後公私有林を買入れた。その経営林面積は96,600町歩に達する。

北海道農林株式会社（住友林業）大正6年(1917)に紋別町の国有不要林946町歩の売払を受けたのにはじまり，その後国有未開地，不要林の払下などを受け，また民有林を買入れて12,277町歩余となった。

三井鉱山株式会社　大正7年(1918)紋別町の国有不要林10,047町歩の払下を受けた

のに始まる。昭和24年（1949）には10,778町歩である。

三菱鉱業会社　大正4年(1915)から長年月にわたって昭和23年（1948）まで，主として，私有林を買収したもので，10,495町歩である。

三井木材会社（三井物産）　明治44年(1921)十勝，日高，胆振にて国有不要林約12,000町歩払下，その後買入を行ない，最高のときは10万町歩（うち5,000町は立木のみ）にちかかった。現在約22,000町歩である。

以上によっても知られる如く，大山林所有制の基礎はすでに，明治末期から大正にかけてつくりあげられた。そして，その後も森林の集中に努力していったことがわかる。すなわち北海道殖産，王子経営林，北海道農林の諸会社，三井物産にみる如く，次第に巨大化していったことが指摘される。さきにあげた，北海道炭鉱汽船会社もその後集中を行なって昭和20年には39,332町歩に達している。

以上の諸会社は主として財閥系の大会社でその所有森林がいずれも1万町歩をこえており，巨大所有の名に価するものである。これらの中にははじめから森林経営を目的とするものも含まれているが，なかには単に立木のみを目的としたものが多いようである。

それはともかくとして，北海道私有林の所有形態の最も大きい特徴は大所有者による森林の集中であるが，とくに財閥系諸会社による巨大所有の優勢である。これは明治中期以後の開拓政策の資本家優先とその基礎をなす日本資本主義の生成発展と独占段階への到達の反映として形成されていったものといわなくてはならない。大所有はその後の集中によって，ますます巨大化していったが，その基礎は明治末期から大正の初期にかけて築かれた。

(7)　第2期拓殖計画の実施時代

日清，日露の両戦争をへて産業資本の確立過程を終えた日本資本主義は第1次世界大戦を通じて飛躍的に生産力を発展し，ますます独占的色彩を強くしていった。第1期拓計の前半はこの時期に相当し，北海道の開拓は著しく進展し，産業資本の北海道進出も顕著となった。後半には大戦後の恐慌によって非常な苦境に落ちたが，この時までに北海道の農業開拓は大凡その展開を終ったということができる。大正末期には国有未開地の売払が著しく減少している。しかし，日本全体からみると尚，重要な植民地であり，開発すべき資源も多いものとして，昭和2年(1927)より第2期拓殖計画の実施に入ったのである。第2期拓計は昭和21年(1946)までの20年間であるが，その間は昭和初期に恐慌と度重なる冷害があり，昭和6年(1931)の満州事変以来の戦争体制，20年(1945)の敗戦などの事件があり，しかもわが国の殖民の重点が満州に移るなど，北海道の拓殖は計画とはほど遠いものになった。この間における私有林の形成は，国有不要林の処分と，私有地の造林による森林化とが主要なるものとしてあげられるにすぎない。まず，国有未開地処分についてみ

よう。

明治41年(1908)に改正された北海道国有未開地処分法は色々な弊害を持っていた。とくに大地積処分の弊害を正そうとしてかえってその制限を拡大し，小作制度の発生を促進したことなどはすでに述べたとおりである。第2期拓殖計画の実施にあたって，これらの弊害を除くために昭和2年(1927)「北海道国有未開地処分法施行規則」を改正することとなった。その改正点の主なるものは，土地の売払貸付は競争に付することを原則としたこと。1人に対する処分面積の制限を縮めたこと，すなわち，

耕作に供する土地　　200町歩
牧畜に供する土地　　500町歩
植樹に供する土地　　500町歩

をもって制限としたが，会社組合その他共同して事業を経営するものには各その5倍まで許すことができる。次に立木を土地と共に売払うことにした。この点は後に述べるが，立木目的の処分をなくするためで，これまでは材積の10分の2を付与することになっていた。さらに従来耕作を目的とする土地の内10分の2以内を防風林，風致林又は薪炭用材林としてとっておくことが許されていたが，それを10分の4にしたこと，などである。

このような改正が実現したのは無論，その弊害の矯正を目的とはしたが，それよりも前期までに大部分の国有未開地が処分し尽されてしまったからであろう。第2期拓殖計画の実施期間20年間の国有未開地売払の実績は農耕地55,480町歩，植樹地67,403町歩，牧畜用地85,178町歩，その他73,410町歩，合計289,102町歩である[47]。第1期拓計中17年間の売払処分地合計1,079,597町歩に比すると非常に少なくなっている。このほかに特定地の貸付処分が169,134町歩あった。植樹地としての売払実績を年度別にみると表7のとおりである。

表7　植樹地処分実績(昭和2～21)

年度	面積	年度	面積	年度	面積
昭 2	1,499	昭 9	3,493	昭 16	5,766
3	5,422	10	1,244	17	5,494
4	9,254	11	2,199	18	2,766
5	5,787	12	2,955	19～21	—
6	4,141	13	1,911		
7	3,970	14	3,223		
8	2,919	15	5,362	計	67,403

註　「第2期拓殖事業実施概要」より

昭和に入ってからの私有林の造林事業は，大正末期からの興隆期からひきつづき毎年

5,000町歩内外の造林面積を示し，昭和5年(1930)以降は大体3,000町歩台となっている[49]。この私有林造林はさきに述べた如く荒廃農地になされたものが多く私有林形成の一因子をなしていたということができよう。

また，農耕地として処分された国有未開地のうち，防風林，風致林および薪炭用材林として存置されたものがあり，これもまた，その一部が私有林形成に参加したものといえよう。昭和期に入ってからの私有林面積を統計にみると表8のとおりである。

表8　私有林面積の変遷（昭2～22）

年次	面積（町）	年次	面積（町）
昭和 2	1,165,263	昭和 11	1,391,487
5	1,298,568	14	1,413,214
8	1,440,422	22	1,348,827
9	1,428,517		

註　1. 社寺有林を含む。
2. 統計上前年と面積に移動のあった年のみあげた。
3. 14年までは「国有林野統計。」
4. 22年は「北海道林業統計。」

表8によると，昭和のはじめ頃は増加の傾向をみせているが，昭和8年(1933)には140万町歩をこえて，それ以後はあまり変動はなくむしろ減少の傾向さえ示している。大正末期すでに100万町をこえ，私有林形成の骨組ができ上り，昭和初期において，ほぼ完成したことが指摘される。このように私有林面積が昭和初期に入ってほぼ一定してきて，増加しなくなるのは北海道の土地利用区分の一応の終結を意味すると同時に，当時独占資本が満州をはじめとする，東亜の市場を指向していたことと関連するものと考えることができよう。

第7節　林野所有形態の特質

北海道林野所有形態の形成はおおよそ以上のような過程によって行われた。その過程を一言にして言えば，国家的所有を中軸とする地主的所有の形成過程だということができよう。同時に農民的所有の発展が極めて不充分であった。明治維新以前に充分な原始蓄積がなされず，資本主義体制への発展のために充分な準備を持たなかったわが国は明治政府による，上からの原始蓄積の強行を余儀なくされた。その意味では本土府県の林野所有も同じ方向をたどらねばならなかったが，北海道の場合にはより容易に，より典型的にその過程をとることができた。いま北海道の林野所有形態の特質を府県のそれに対比しながらみると表9のとおりである。

表 9　所有主体別林野面積　(単位 1,000 ha)

	都府県		北海道	
	面積	(%)	面積	(%)
国有	4,318	22	3,237	58
公有	2,113	11	882	15
私有	12,951	67	1,497	27
合計	19,382	100	5,616	100

註　「林業統計要覧」1961 年版より作成。

まず，この表をみて国有林（昭和 22 年に御料林が含まれた）のウエイトが極めて大きいことがわかる。公有林 88 万 ha のうち 62 万 ha が道有林である。次に私有林について，その所有規模別の状況をみると表 10 のとおりである。

表 10　私有林の規模別所有状況　(単位 千人，千町)

所有規模	府県		北海道	
	所有者	面積	所有者	面積
1 町未満	3,621.3	1,737	13.3	4
1～ 5町	1,023 0	2,831	30.7	87
5～20町	238.8	2,642	17.7	163
20～50町	37.2	1,238	5.0	160
50～	12.5	1,861	2.1	674
計	4,932.8	10,309	68.8	1,088

同上比率 (%)

所有規模	府県		北海道	
	所有者	面積	所有者	面積
1 町未満	73	17	19	0
1～ 5町	21	27	45	8
5～20町	5	26	26	15
20～50町	1	12	7	15
50～	0	18	3	62
計	100	100	100	100

註　「林業統計要覧」昭和 23 年版より作成。

私有林の所有規模は零細なものから巨大所有におよぶまでその両極端の開きは極めて甚だしく，私的林野所有の集中と分散のはげしさを物語っている。北海道は所有の集中が特にはげしく，地主的所有の支配が特徴的である。結局，わが国の林野所有形態の特質は (1) 国，公共団体および少数の私人法人に林野の所有が集中していること。(2) 大多数の私

的所有者は零細な面積を分けあっている。ということができるが，北海道の場合，府県に比して，(1)の特質がとくにきわだっている。

註　1) 加納瓦全・田中　茂「北海道における私有林野形成の過程」第67回日本林学会大会講演集
2) 高倉新一郎「北海道土地制度史」,「北海道農地改革史」上巻所載14頁
3) 高倉新一郎　前掲書に詳細が述べられている。
4) 北海道，「北海道山林史」10頁
5) 同　上
6) 西川秋雄「北海道農業の形成」,「日本農業発達史」第4巻559頁
初代の北海道庁長官岩村通俊は明治20年5月の郡区長会議において「……自今以往は貧民を植えずして富民を植えん。是を極言すれば，人民の移住を求めずして，資本の移住を是れ求めんと欲す」と述べている。
7) 高倉新一郎　前掲書66頁
8) 「明治林業逸史」295頁
9) 同上書298頁の内閣書の中に「……永世の御財政を計画するは官有山林を帝室に編入し，栽培蕃殖其収益を以て御経済を助くること不朽の要務に存じ内務，農商務大臣へ協議の末官有山林の凡3分の1を帝室に編入の事に議定致し……」とある。
10) 津村昌一「北海道林業発展史」36頁
11) 「明治林業逸史」305頁
12) 「道有林50年誌」4頁
13) 「北海道山林史」66頁
14) 「道有林50年誌」9頁
15) 同上書10頁
16) 「北海道山林史」71頁
17) 同上書73頁
18) 北海道で区町村制を施行して自治制をしいたのは明治30年で，この年，北海道区制，北海道1級町村制，北海道2級町村制を公布した。府県はすでに明治21年市町村制が施行されている。区は市とほぼ同様で1級町村は府県の町村とほぼ同様であるが，2級町村は北海道特有の制度でその自治権には一定の制限があった。またこのほかに区町村制を施行しない地方は開拓使以来の戸長役場制度をとった。
19) 林野庁「山村経済実態調査書」公有林野篇第15号（北海道浦河郡荻伏村，河東郡音更村）57頁，73頁
20) 津村昌一編「北海道山林史余錄」山林史の地方編として14の地方の林業の沿革がのせられている。そのうち町村有林を所有する町村についてみた。
21) 「山村経済実態調査書」55頁
22) 「北海道農地改革史」上巻114頁
23) 「新撰北海道史」第7巻130頁
24) 同上書128頁
25) 同上書133頁
26) 「北海道農地改革史」(上) 74頁より
27) 「新撰北海道史」第7巻128頁より
28) 「北海道農地改革史」(上) 80頁
29) 「新撰北海道史」第4巻195頁

30) 「北海道農地改革史」(上) 89頁より
31) 「新撰北海道史」第4巻649頁
32) 同上書151頁
33) 同上書204頁
34) 「北海道農地改革史」上巻114頁
35) 同上書114頁
36) 「北海道第1期拓殖事業報文」52頁
37) 同上書
38) 「北海道農地改革史」上巻68頁
39) 松波秀実「明治林業史要後輯」211頁
40) 「北海道農地改革史」上巻138頁
41) 「北海道林業会報」大正14年1月号60頁
42) 湯沢 誠「北海道農業論序説」7頁
43) 「新撰北海道史」第7巻233頁
44) 「北海道農地改革史」上巻139頁
45) 「北海道山林史」419頁
46) 主として「北海道山林史」を参照
47) 「北海道第2期拓殖計画実施概要」35頁
48) 「北海道山林史」575頁

第 2 章 採取林業の展開過程

第 1 節 開拓初期の森林伐採

明治維新以後，北海道の林業の歴史は林野所有の形成と併行して，先ず森林の伐採から始まる。その伐採もはじめは移住民の自家用材と開墾地上の立木伐採が大部分をしめており販売を目的とする商品生産ではない。原始蓄積過程にあった日本資本主義はまだ，北海道の木材を商品ないし原料としてとらえ得るにはいたっていなかったし，交通の手段が極めて未発達であった当時としては森林はほとんど無価値のものであった。そればかりでなく農業開拓のためにはむしろ邪魔物であったということができる。明治10年代には森林の伐採は農業開拓の進展にともなう農地造成によって主として進められたということができよう。明治初期の森林伐採についてその制度をみると，移住民は役所の許可を得ることによって，官有地上からも立木を伐採することができたようである。すなわち，開拓使は明治3年(1870)幌泉詰布達の東地御親料規則中に「移住民家作材木の儀は御下渡可被仰付事，但し運搬及び取立は自己にて可致事」と述べているし，また同4年(1871)には札幌郡内の移住民に対し「即今より当郡中に限り炭焼並に材木薪等伐取の儀，郡中の者相営み郡中の用に供し候分は，却て税役共免除致候，尤も炭窯を新に取建候者，薪は5敷以上，柾は丸5以上，材木は多少に不拘時々庶務係へ可願出其上にて場所の可否を調べ候て許の

免状相渡し，材木の分は伐仕舞の上見分可為候，若し右の品々郡外に輸出致候節は左通税品取立……」と布達している[1]。

また，明治7年(1874)には「伐木規則」を定めているが，これによると，林木入用の者は願書と杣子人別書を副えて願出ることになっている。許可されたものは免判と杣子印鑑を渡され，伐木が済み土場着検査済の上免判と杣子印鑑を返却する。さらに無願で伐りだした者や願済のものでも検査を受けないで勝手に山出ししたものはその伐木した材木を全部官収することを定めている。

明治10年(1877)には「山林監護条例」と「林木払下規則」が定められ[2]，林木は私有林を除く外，原則として管轄庁又は山林官の許可なくして伐採することが禁ぜられている。そして人民自用或いは商法の為伐木を出願するときは定価をもって伐木を許可したが，それは林木100石につき金5円から10円まで，薪は1敷（長2尺5寸高5尺横6尺）に付金5銭より8銭まで，炭焼用材は1敷3銭より5銭までであった。「伐木規則」同様，杣子印鑑が与えられた。以上の如く移住民は許可を受けることによって官林等の立木を伐採利用することができるように定められていたが，この時代の住民の自家用材の伐採は人口が稀薄で産業が未だ発達していないため，あまり大規模なものではなかったようである。主として海岸地方の漁業者によるものと，内陸部ではようやく入植しはじめた移住民によるものが若干あるのみであった。

一方「地所規則」と「北海道土地売貸規則」によって売下ないし貸下された土地の上の立木は，土地の処分に従って無償で付与されていた。樹木が豊富に存在し，価値がほとんどなかったので当然のことであったろう。開墾を目的とする土地では集積されて焼却されるのが普通であった。明治19年(1886)の北海道庁設置と同時の「北海道土地払下規則」においても立木は無償で付与されることになっており，ただ事業に成功しないで返納処分を受けた場合には既に伐採した樹木に対し，相当代価を納入せしむることにしたにすぎない。(同規則第7条)

「地所規則」施行当時の官有地売下ないし貸下，下与の実績は明治19年(1886)まで

表11　開墾地面積の変遷（明治2～14年）

年次	面積	年次	面積	年次	面積
明治 2	34	明治 7	575	明治 12	679
3	270	8	1,271	13	1,061
4	331	9	571	14	1,805
5	1,736	10	508		
6	1,183	11	568		

註　安田泰次郎「北海道移民政策」174頁より

に4万町余にすぎなく[3]，その土地上の樹木が全部伐採されたとしても，1年当りにするとあまり大きな数量ではない。いま，当時の開墾面積の変遷をみると表11のとおりである。

これによってみると開墾面積はあまり大きくなく，農業開拓の進展がかんばしくないことが知られるが，同時に開墾にともなう森林伐採も後年に比較すると未だ大規模のものとはいえない。開墾地上および私有地の立木伐採量は明らかでないが，開拓使が払下げた立木伐採量は表12のとおりである。

明治15年(1883)開拓使が廃止されて，北海道は函館，札幌，根室の3県に分割され16年には農商務省に北海道事業管理局がおかれて19年(1886)の北海道庁設置にいたるのであるが，この間を3県1局時代といっている。

表12　林木伐採量（明治3～14年）

年次＼材種	用材(営工材)	薪炭材	雑木	年次＼材種	用材(営工材)	薪炭材	雑木
明治 3	12,347石	19,632敷	18,112本	明治 10	92,937石	29,685敷	5,510本
4	12,880	19,642	1,160	11	202,080	126,226敷 15,856束	15,392
5	10,252	15,120	6,069				
6	12,043	19,602	619	12	218,445	183,351敷 54,987束	24,837
7	17,519	40,777	2,653	13	342,535	227,990敷 72,784束	97,280
8	11,950	21,306	2,610				
9	11,563	29,685	3,823	14	135,069	175,180敷 14,634束	132,148

註　「開拓使事業報告」より

この間の林木払下の方法は各県によって多少異なっているが，大体のところ開拓使時代のものと大きな違いはない。その数量は統計が完全でないので全部は不明であるが，明治16年と17年は次のとおりである[4]。

年次＼材種	用材(石)	薪材(敷)
明治 16	223,085	227,332
17	215,915	301,262

以上のように開拓初期の明治10年代までは農業開拓の進展も停滞しがちであり，それと併行して森林伐採の数量もあまり大きなものではなかった。それは結局は資本の蓄積が不充分でまだ成長の過程にあった日本資本主義の発展段階に対応する商品市場の未発展にもとづくものである。本土の資本が北海道の木材を商品としてとらえにくる前の段階にあり，同時に道内に木材を消費する産業も未成立の状態にあったのである。

開拓使時代に北海道から府県に移出された林産物は木材のほか，柾木舞，板，樺皮，樺皮，樺皮などがあるが，木材と板についてみると表13のとおりである。この間における林産物移出の総額は10年1,181円，11年3,327円，12年2,542円，13年4,194円，14年2,209円であり，19年にいたってもなお3,300余円にすぎなかった[5]。

表13　木材移出量（明治10～14年）

	木材		板	
	数量（石）	価額（円）	数量（間）	価額（円）
明治 10	1,050	867	168	21
11	3,059	1,979	3,669	768
12	630	763	767	202
13	888	1,058	711	157
14	92	62	1,077	501

註　「開拓使事業報告」より

また，この時期における道内の木材を原料とする工業に製材とマッチ軸木工業とがあり，その他はほとんどなかったと思われる。軸木工業は明治12年（1879）に官営の函館燧木製造所が設けられ，また14年には茅部郡と札幌にも設けられた[6]。しかし，これらは本道の軸木工業のはしりであって，最盛期はもっと後年の日清戦争後になる。その消費量も僅少であった。

ここで注目されなければならないのは，官営の木挽所が，すでに明治5年（1873）に開拓使の手によって設けられたことである。

開拓使は開拓草々において，物産を加工して消流をはかり，また自足自給することが必要であるとして，明治5年（1872）以来，種々の官営工場を設立した[7]。その種類は，味噌，醤油，鞣革，木工，鉄工，挽材，精粉，生糸，麦酒，缶詰など多種類にわたり，工場数も30余カ所にわたった。これらは官営の工場を作って模範を示し，その指導によって民間の加工業を盛ならしめようとする意図によって生まれたものである。民間の資本蓄積が充分でなく明治政府による上からの資本主義化を強行しなければならなかった当時として，この企業官営は「殖産興業」政策の重要な手段として全国的に採用され，のちに無償に近い価格で払下げられて民間資本創出の役割の一部をも果すのである。北海道においても同じ立場から官営企業が設立され，北海道の製造工業の発展に対して先駆的役割を果したのであるが，明治11年（1878）以降，逐次民間に払下げられた。14年にはいわゆる「官有物払下事件」[8]などがあったが21～22年迄にはすべての官営工場の払下を終った。

木材関係の官営工場としては[9]明治5年（1872）札幌東創成通りに器械場を設置し，同年7月蒸気木挽所を翌年水車器械所を完成した。また，8年には木工所を，9年には木材乾燥所を加設した。札幌のほかに7年に室蘭に木挽所を，12年には厚別と根室にそれぞれ木挽場を建設した。これらの木挽所はそれぞれ附近の樹木を伐採して製材を行ない，製品を札幌，小樽の両「売捌所」を通じて販売した。これらの木挽所のうち，室蘭は14年（1881）に廃業したが，根室，札幌，厚別は20年（1887）に民間に払下げられた。前述の函館燧木製造所も同様に官営であったが，14年に廃業した。

官営の木挽所によって，従来全く知られなかった機械力によって製材することができるようになり，その後の民間製材工場の興隆に大なる貢献をしたのであるが，全体としてみると木材消費量も著しく少なく，このほかには木材加工工場もほとんどなかった。

森林の伐採が開拓初期にあって停滞的であったのは，開拓進展の段階に対応するものであると同時に以上のような木材市場の未発展に基づくものであった。

第 2 節　開拓の進展と採取資本の進出

明治 19 年(1886)北海道庁が設置され，開拓政策が「人民の移住」から「資本の移住」に転換されると，ようやく原始蓄積，資本創出の過程を終えた日本資本主義の発展段階を反映して，北海道の開拓は著しく進展すると同時に木材は次第に価値を増大して，商品としての木材市場が形成される。したがって，木材採取資本が北海道に向って進出していることになる。その時期は日清戦争を終えた 30 年代から日露戦争を終えた 40 年代，大正の初期にかけてであった。

この時期以後において森林の伐採量は非常な増加を示し，森林は次第に奥地にと後退してゆくことになる。

(1)　農業開拓の進展と森林の後退

森林伐採の進行は農業開拓の進展，すなわち農耕地の造成による森林の後退という方法でも行なわれることはすでに述べたとおりである。明治 19 年 (1886) の開拓政策の転換と同時に制定された「北海道土地払下規則」は，はじめて大地積処分の途を開いたものであるが，この頃から開拓は急速に進展しはじめる。それが 30 年 (1897) の「北海道国有未開地処分法」によっていっそう土地処分が進められ，開墾面積が急激に増加してくる。国有未開地の処分についてはすでに述べたので，ここでは再びふれないが農耕地は勿論牧場

表 14　開　墾　面　積 (明治 19～大正 8)

年　次	面　積 (町)	年　次	面　積 (町)	年　次	面　積 (町)	年　次	面　積 (町)
明治 19	4,202	明治 28	15,608	明治 37	30,334	大正 元	50,054
20	5,227	29	19,598	38	27,318	2	32,241
21	4,425	30	25,384	39	35,000	3	30,140
22	4,342	31	28,179	40	43,663	4	30,877
23	3,998	32	37,002	41	36,801	5	37,923
24	6,970	33	29,587	42	50,189	6	41,468
25	7,842	34	35,925	43	40,978	7	51,234
26	7,891	35	35,639	44	38,086	8	41,046
27	15,899	36	28,946				

註　安田泰次郎，「北海道移民政策史」530 頁

として処分された未開地のうち一部分は森林状態をなして残ったが，相当部分は伐採されて森林ではなくなったものと考えねばならない。いま，道庁設置以降の開墾面積をみると表14のとおりである。

これは確実に森林から除外された面積であると考えられる。開拓使の終りに1年間の開墾面積が1,805町歩にすぎなかったのに，19年(1886)以後の進展は著しく，とくに30年40年代がその最高を示している。大正5年(1916)以後の増加は第1次大戦の好況の結果であり，大正9年(1920)以降は急速に開墾面積は減少する。この開墾地面積の変遷は裏返しにすれば，そのまま森林後退の経過の傾向をも物語るものといえよう。

なお，耕地面積の合計の増加状況は次のとおりである[10]。

年次	面積（千町）
明治 29	105.8
35	288.9
40	428.0
44	580.0
大正 4	816.1
9	839.1

森林の後退の経過を直接，統計上からみることができないので，逆に開墾の進行状態からみようとしたのであるが，森林から除外された面積は以上に止まらない。形式的には国有未開地処分で処分された土地は植樹地以外は森林ではなくなるわけであるが実際にはその一部は森林として残ったり，また，元来森林状態でなかったものも処分地には含まれている。それ故処分地を全部，森林から除外された面積と考えるわけにはいかない。またそれらの土地からの立木伐採の過程も直接に知る方法はない。

以下は後述の木材市場の発展とも関連するが，国有未開地上の立木処分の方法の変遷をみながら，広い意味での森林伐採と森林後退の過程をみたものである。

農業開拓が次第に進み，資本の進出がはじめられ，交通の条件が整備されるにつれて木材は次第に価値を増加する。それと共に木材のみを目的とする土地処分があらわれ，ついに，「木伐り牧場」の名を残すことになるのであるが，これらによって森林ではなくなった土地の面積や伐り去られた立木の数量は前述の如くほとんど知ることができない。国有未開地上の立木は19年(1886)の「北海道土地払下規則」では土地の処分にしたがって無償で付与していた。ただ土地の返納処分を受けた場合は伐採した樹木の伐価を納入せしむることになっていた。30年の「旧国有未開地処分法」でも同じ立前をとっていたが，次第に弊害がはげしくなったので明治40年(1907)からは開拓のために必要な立木のみ(30尺〆とした)を残し他は土地と分離して売払うにいたった。ついで41年(1908)の国有未開地処分法の改正にあたっては，立木は材積の2割を付与することにし他は土地と共に売払うことにした。30年以後は土地も無償付与が原則であったので，木材の価格がでるにしたがって未開地処分にともなう弊害は甚だしいものであった。

河野常吉はこの状態を明治36年(1903)次のように述べている[11]。「……近年此貴重なる国有未開地の大部分は山師輩の為に蚕食せられ虚華者の手に飜弄せられり。(中略) 数多

の所謂地喰虫なる者の喰い荒す勢は実に其凄しさを極め居れり。彼等は土地を荒し，山林を荒すのみならず……」。また37年(1904)志村源太郎も次の如く述べている[12]。「……最初より開墾を目的とせずして森林の伐採売出を目的とする者なれば木を切り尽すや直に影を暗まして逸し去るのみ(中略)是故に北海道に於いては開墾のために下附せる土地面積は広大に上るも，其実森林の伐採せらるるまま何等の開墾も加えられずして荒さるるもの尠なからず……」。

41年の国有未開地処分法改正のときは，道庁当局は立木をできるだけ売払って新しい拓殖費財源としようとしたが，その方針は破れて前記の通りとなったのである。立木を土地とともに全部売払処分するようになったのはようやく昭和2年(1927)のことである。

(未開地処分法施行規則の改正) 以上，国有未開地上の立木処分の方法の変遷について述べたがその変遷の経過は幾多の非難にもかかわらず，開拓政策の資本優遇策が土地処分の方法と組合わされて立木処分にも貫徹されていることを示している。いわゆる「山師」などによって伐採された立木も結局は資本蓄積を終えて北海道に進出してきた商業資本と産業資本の手にわたったのはいうまでもない。国有未開地上の立木が伐採され，森林が次第に後退していった過程は以上によってほぼ明らかな如く，国有未開地処分の最盛期たる明治30年代(旧国有未開地処分法)と40年代(改正処分法の施行期)以後において最もはげしかったものと考えられる。これは開墾面積の変遷とも一致するところである。

(2)　木材市場の発展と採取資本の進出

明治維新後，日本が近代国家として成長するとき，封建的生産関係の崩壊が未だ充分でなく，資本の蓄積も不足であった。そこで急いで資本主義的生産方法をとり入れ，先進国との対抗力を作りあげる必要があった。そのために資本主義社会への前提となるべき条件として，封建的諸制度を撤廃すると同時に，一方では進んだ生産方法をとり入れる方向がうちだされた。すなわち，地租改正や近代的土地制度の確立と共に「殖産興業」政策が強力にとりあげられたわけである。資本の創出すなわち原始蓄積の強行と農村分解による労働力の創出とならんで，近代的生産方法の育成が併行して行われた。明治政府はまず貨幣制度を統一すると共に公債を募集して産業資金を政府自らの手で調達し，それによって官営工場などを設立し，さらにそれを民間に移して行った。このようにして日本資本主義はその生成発展期において上からの育成という方法がとられたのである。明治20年代迄はこのような生成発展期にあたり，この期間に原始蓄積が行われると同時に農村分解のなかから労働者の析出がなされた。日清戦争後の企業熱勃興をへて30年代には軽工業部門の産業資本が確立し，日露戦争後の40年代には重工業部門の確立をへて重工業部門の産業資本が確立し，ここにおいて日本資本主義はその確立期を迎えたということができる。その間において日清戦争後においては日本円に換算して3億6千万円余の償金と台湾を獲

得し，戦争中の生産力拡大と相まって一大飛躍をする。また日露戦争後は樺太の獲得と大陸市場の獲得により，さらに発展がすすめられた。このように30年代から40年代にかけて日本資本主義は非常な発展を行ない，さらに急速に独占段階に進んで，大正3年 (1914) からの第一次大戦中の一大飛躍の時期にいたる。

北海道の開拓の発展もこのような日本資本主義の発展段階に対応するものであることはこれまでしばしば述べてきたとおりであるが，北海道森林の伐採過程も日本資本主義の成熟，とくに市場の発展にともなって，急激な発展を示すのは同じく明治30年代以降のことである。農業開拓の発展にともなう国有未開地上の森林後退と森林伐採の経過のなかにおいてもこのことは指摘できた。

産業資本が確立されるにつれて，北海道の開拓も次第に進み，本土資本の進出もきわめて顕著なものとなってくる。北海道の開拓は農業開拓が主要なものであったが，開拓使の官営工場にみられるごとく工業にもかなりの力がそそがれた。開墾の進展過程や耕地増加の状況はすでにあげたとおりである。人口の増加は表15のとおりである。明治21年 (1888) には35万人にすぎなかったものが31年 (1898) には85万人となり，36年 (1903) には100万人をこえた。その後も急速な増加を示している。また，この間における道内資本の増加状況を会社数とその資本金額の変遷をみると表16のとおりである。

表15 人口の変遷

年次	人口 (人)
明治 21	334,821
26	559,959
31	853,239
36	1,077,280
41	1,446,313
大正 2	1,803,181
7	2,167,356
12	2,401,056

註 「新撰北海道史」第7巻より

表16 会社数，資本総額の変遷

年次	会社数	資本総価額 (千円)
明治 21	32	3,179
26	37	11,172
31	93	23,647
36	240	35,483
41	314	75,209
大正 2	675	51,976
7	942	115,987
12	1,865	229,545

註 「新撰北海道史」第7巻より

会社数，資本額においても30年代，40年代の発展がとくに著しい。これははじめはほとんどが本土資本の北海道に進出したものとみてよい。

この間の鉄道の敷設状況をみると次のとおりである。すでに

明治13年 (1880) 手宮，札幌間

15年 (1882) 札幌，幌内間が開通していたが，

24年　　岩見沢，歌志内間 (北海道炭鉱汽船会社)

25年　砂川，空知太間，岩見沢，輪西間，追分，夕張間
(北海道炭鉱汽船会社)
31年　上川線
36年　旭川，名寄間
38年　釧路，帯広間
40年　旭川，富良野，帯広間
43年　留萌，深川間，池田，湧別間
大正元年　湧別，網走間，名寄，音威子府間

というような順序で鉄道が敷設され，その後も延長，新設が行われ，道路の開さくと相まって，北海道の交通運搬の条件が次第に整備されていった。

以上述べた如く，日本資本主義における産業資本の確立は本土の資本が北海道の資源を把えにくることを可能にし，同時にそのような政策を政府にとらせるにいたったが，一方，北海道内においても人口が増加し，資本の定着が進行し，交通の条件が整備されるようになった。このような道内外の市場の拡大発展は，一方において道内において木材の地域的需要を増加させると同時に本土資本の北海道進出をまねくことになる。

まず，農業開拓がすすみ森林が奥地に後退するにつれて地域的に木材が欠乏する。人口が増加するにつれてこの地域的需要は増加するし，資本が進出して産業が興るとそのための需要も生じてくる。はじめは漁村地帯の森林欠乏が著しかった。明治20年 (1887) 当時すでに，魚類製造のために消費する薪炭材の欠乏が心配されたことが，道庁初代の長官岩村通俊の意見にもみえている[13]。

開拓のはじめにほとんど無価値であった木材が次第に価値を持ちはじめ，価格が次第に高くなってくる。

いま，木材価格の変遷を札幌市場のトドマツ材角1石当りについてみると，表17のとおりである。

表17　木材価格相場

年次	価格(円)	年次	価格(円)	年次	価格(円)
明治 19	0.618	明治 29	1.917	明治 37	1.375
21	0.577	30	1.667	39	2.000
23	0.165	32	1.594	40	1.917
26	0.730	33	1.771	41	1.518
27	1.000	36	1.400	大正 8	4.600

註　1.「北海道山林史」より
2. 札幌市場，トドマツ1石当りである。

このような情勢の下で次第に森林伐採量は増加してゆくのであるが，いま，当時の木材工業の状態と道外資本の進出状態をみることにしよう。まず製材工場についてみる。

官営木挽所が払下げられてから製材業はしばらくの間停滞をつづけたが，道庁の利子補給などの助長政策によって次第に発展する。それは日清戦争後の30年代になってからのことである。たとえば[14]明治32年(1895)の小樽入舟工場（のちの小樽木材工場），33年の釧路工業会社，天塩木材会社の設立，34年の小樽新富製材所(のちの小樽木材工場)，35年の三井物産砂川工場，37年の小樽信香製材工場，39年の小樽木材会社の設立，40年の札幌木材製材工場，伊藤組落合製材所，帯広本名木工場などの如くである。工場数と消費原木の量の変遷をみると表18の通りである。

表18　製材工場の変遷

年次	工場数	消費原木(千石)	年次	工場数	消費原木(千石)
明治29～32	1	14	明治 41	38	546
33	2	29	42	48	789
34	4	57	43	57	818
35	6	86	44	64	919
36	7	100	大正 元	82	1,177
37	9	129	2	100	1,436
38	11	158	3	122	1,947
39	16	230	4	134	2,178
40	25	320	5	161	2,808

註　「北海道山林史」より

上によって知られる如く，30年代から40年代に急速な発展をみ，45年には原木消費量，100万石をこえた。これらの工場は鉄道の開通にともなって次第に奥地に進んでいった。

パルプ工場は明治33年(1900)に釧路に前田製紙会社ができたのがはじまりである。全国的な紙パルプの需要激増に刺戟されて，本土の製紙資本が積極的に進出してきたのは富士製紙の明治39年(1906)と王子製紙の同41年(1908)のことである。富士製紙は41年に江別工場を完成，そのほかに釧路と金山に工場をもった。王子製紙は43年(1910)苫小牧工場を完成した。富士製紙江別工場の大正3年(1914)の原木入手量は約29万石，王子製紙の明治45年の原木消費量は約32万石であった[15]。

マッチ軸木工業は明治23年(1890)頃から白楊ドロなどを原料として全道各地で行なわれるようになり，31年(1898)には全道で68工場に達した。以後工場数は減少するが日露戦争後再び隆盛となり，工場の規模は次第に大となった。39年(1906)には工場数40で

あったが，その移出高130万円をこえた。35年，34年頃から原木の移出も行なわれ，36年に兵庫に入港した北海道材は17万3千石であった。北海道内のマッチ軸木工場はほとんどが兵庫附近の本州業者の手によって経営されたものと思われる。

タンニン工業は明治35年(1902)桜組によって安平村早来に工場がたてられ，43年には日本皮革株式会社は池田に工場を建設した。

新田ベニヤ会社の前身である新田帯革製造合資会社は42年(1909)止若に工場を建設して操業をはじめた。

そのほか，銃床材としてのオニグルミ，火薬函としてワタドロ，下駄棒としてのセン鉛筆材としてのオンコなどの需要も盛となった。また，鉄道枕木の需要が盛となり，明治30年(1897)頃より盛に輸移出され，明治39年(1906)には100万本以上の移出をみた。41年頃よりナラ叶材の輸出が行なわれる。この間，木炭の生産量は右表の如く増加している。

明治	39	10,213千貫
	40	13,269
	42	24,162
	44	44,644
大正	元	34,443

以上によって知られる如く，明治30年代から40年代にかけて，木材市場は北海道内の消費が増加すると同時に道外の需要も増大して，著しく拡大発展した。これと同時に本土資本の顕著なしかも急激なる北海道進出がみられるのである。

第3節　国有林立木処分方法の変遷（とくに年期特売について）

開拓初期の官林立木処分方法についてはすでに述べた。また国有未開地上の立木処分方法についてもすでにふれるところがあった。国有未開地上の立木処分においては永く無償付与の方法がとられ，大地積処分の方針と相まって資本家擁護の政策が貫ぬかれたのを指摘し得たが，ここでは国有林の立木処分方法について北海道庁設置以後の主なる変遷をみようとするものである。

明治19年(1886)，森林監守，炭窯敷地3年以内の使用，立木500本以下の払下許可その他の処分事務を郡区長に委任したが，翌20年には立木払下500本以下の制限をといた。立木の払下は材積によらずに本数を以て行ない，用材，薪材，針葉樹広葉樹の区別もしなかった。この本数売払の方法は明治28年(1895)まで続いたが，これは木材の価値が低く，需要の少ないことの反映に外ならない。

明治21年(1888)「官林木特売規則」と「官林産物公売規則」が設けられた。「官林木特売規則」は官林払下の特許は，払受人自身の用途に消費するときと炭焼営業用に供ずるときに限ることを定め，価格は予め道庁において定めること，代金皆納後入林鑑札を与えること，薪炭用木及び樹皮剝取の目的の場合は区域処分も行いうること。伐根検査などの事項が含まれている。「官林産物公売規則」においては公売又は入札の方法を以って行う

こととしその方法を定めた。

明治27年(1894)には21年の規則を廃止し「北海道官有森林原野産物公売規程」と「北海道官有森林原野産物特売規程」を制定した。「公売規程」は入札の手続を詳細に規程したものであり,「特売規程」は23年(1890)の勅令「官有森林原野及び産物特別処分規則」に準拠して官有森林原野産物の特売をすべきことが定められた。「官有森林原野及び産物特別処分規則」は特定の場合に産物を競走に附さないで随意契約で売却し得ることを定めたものである。特定の場合とは,たとえば公共の用に供するとき,非常の災害に罹ったとき,従来の慣行によって地元人民に売渡すとき,見積代金200円に満たない主副産物を売払うときなどである。

28年(1895)には「森林収額予算調整手続」を定めたが,これによって19年以来本数単位の払下を材積単位として,さらに用薪材を区分して処分することにした。

以上のような経過で,北海道国有林の立木処分の方法が制定され変遷してきたが,日清戦争後の前記のような産業発展により本土資本が北海道に一せいに進出をはじめるにいたってきわめて注目すべき,重要な規程が勅令を以って定められた。

明治35年(1902)の「北海道国有森林原野特別処分令」がそれである。これは国有林の不要林処分のところでも述べたが,産物にも同じ規定が適用されたのである。これによって,北海道内において,製紙,燐寸軸木及びタンニン製造業等の本道木材を利用する工業者に対しては道庁長官は随意契約をもって,主副産物を売渡すことができるようになった。工業の原料又は燃料に供することを目的とする主副産物は工業者の使用する機械の馬力数を標準として定める1カ年の需用額の10倍以内を一度に売渡し得ることとしたのである。その工業者の資格は内務省令によって北海道において5馬力以上の動力ある機械を設備した工場の所有者と定められた。また,産物の引渡に2年以上に跨った場合はあらかじめ産物の所在区域を年度別に定めておくことができた。これがいわゆる「年期特売」制度の創始である。

従来はいかに大規模の工業者でもその原料を国有林から求める場合には普通の特売額200円以内という制限があったのであるが,この勅令の制定によって,大規模工業者は非常な利益を得ることになった。これは北海道に対する資本誘導策であったと同時に,ようやく確立した産業資本の北海道森林資源に対する攻撃の地ならしを意味するものであった。前記のパルプ工業や軸木工業は勿論,鉄道枕木の輸出をはじめた三井物産株式会社や小樽木材株式会社等の代表的商業資本も,広葉樹の伐採利用を奨励するために「重要製産品製造業者」として資格あるものとして認められた。

その後さらに木材を原料とする各種の工業が勃興するにいたると,この「北海道国有森林原野特別処分令」では長官の処分権限と範囲が狭いという立場から,これを廃止して

更に広汎な範囲をもつ勅令を定めることになった。

明治41年(1908)の「北海道国有林野及び産物処分令」がこれである。これは，前の「特別処分令」の継承発展したものである。随意契約をもって国有林野又は産物を売払う場合の両方が規定されているが，産物についてみると，随意契約をもって国有林野の産物を売払いまたは無料採取せしめうる場合は，(1)公用又は公共の利益となる事業，(2)非常の災害があったとき，その罹災者に対するとき，(3)見積価格金600円を超えない時，(4)鉱業に必要なものを鉱業人に対して売払うとき，など10カ条にわたってきめられているが，そのうち，特に重要なのは「北海道庁長官の定めたる資格を有する重要製産品の製造業者に其の原料を売払うとき」という条項であり，さらに「施業案に基づく斫伐案を施行するに際し競争に付するときは森林の更新を障害する虞ある場合に於いて其の森林の産物を北海道庁長官の定むる資格を有する木材業者に売払うとき」という条項である。これらの条項で長官の定める資格ある者は同41年に道庁令で定められ，のち数回の改正があったが，前者の「重要製産品製造業者」とは，(1)燐寸，其の材料，(2)枕木，(3)紙其の材料，(4)径本其の材料，(5)石材，石灰，セメント煉瓦，陶器，化学製産品，其の材料，(6)下駄其の材料，(7)単寧其の材料，(8)薬品，樹脂，香水，香油，その他乾溜液，(9)包装箱其の箱板，(10)漆器，其の材料，(11)椎茸，(12)丸材，角材，板類，樽類，(13)器具，機械其の材料，(14)薪木炭となっており，ほとんどすべての木材工業を網羅している。

そして，そのうちの資格ある者は，工場又は工場を建設せんとするものであって，会社では資本金5万円以上，個人では地租，所得税，営業税合せて年50円以上のもので，しかも信用確実なる者をいうことになっている。この際，事業の性質上工場を要しないものはこの限りでないとなっている。

また，後者の「木材業者」で資格ある者は工場を有しまたは工場を建設しようとする者で，会社では資本金10万円以上，個人は諸税の合計年額100円以上のもので，しかも信用確実なるものである。工場を設備する必要のない場合は前者と同様である。

この二つの条項によってほとんど大部分の木材業者や木材工業者は有利な条件で国有林の立木の特売を受けることが可能になったのであるが，注意しなければならないのは一定以上の資力を有することが資格とされており，零細な業者は含まれないことである。

また，地元住民に対しては「国有林野の保護及更新上必要と認むる場合に於て制限を付し地元人民に其産物を採取せしむるとき」という規定があるのみである。資本家優先は明白である。

42年(1909)には「北海道国有林野産物売払規則」が制定され，27年(1894)の「特売規程」と「公売規定」が廃止されたが，この中で，「年期特売」を規定している。それによると年期特売は前記「処分令」の「重要製産品製造業者」と「木材業者」と鉱業者のほか

は買受人となることができない。期間10年以内で代金は毎年度の年割額に対して時価をもって払うということになっている。35年の「特別処分令」が拡大貫徹されているのを知ることができる。

「北海道国有林野及産物処分令」は余りに自由裁量の範囲が広く，勝手な処分が行なわれる危険があり，国有林を荒廃にみちびくものであるという批難が各方面からあびせられたが，当時の東京朝日新聞は次の如く述べている[16]。

「……旧法の「森林特別処分法」は，北海道において特殊の工業を営むものに対してのみ道庁長官をして特に同道の国有森林を貸渡し又その主副産物を売渡すことを得しめ，その処分の権限は頗る狭小に局限されたが，それとても長官が法規を曲解して無謀の処分をなし，以て本道森林の荒廃を招いた事実がある。併し乍ら旧法の規定が如何にも窮屈であった結果，中央政府に纏縁して北海道森林を喰わんと試みた政党者流などは，思うままに之を獲得することが出来なかった事実もないとはいえなかった。……吾人の見る所によれば，北海道庁長官は新法により森林に対し殆んど無限の権力を付与せられたものの様である。……今や本道の森林は最早や相当に荒廃し，択伐作業によって永久保続の収入をあげねばならない時にあるのにもかかわらず，新法を楯にとって道庁長官が勝手に処分をなすの外，中央の当局員が更に之を用い政党流の私腹を肥やすの料に供する事があれば，その結果，誠に寒心にたえないことではないか。……茲に於いて吾人は此の度の処分令を視て以て「北海道森林の荒廃法」と云うものである。……」

また，この処分令が制定された41年(1908)は「国有未開地処分法」が改正された年である。この時すでに非常な大地積処分が強行された後であって，次第に未開地が欠乏しはじめた時であり，同時にこの年から，従来土地と共に無償であった立木が10分の2だけ付与となり他は有償となったことに注目する必要がある。未開地上の無償の立木が一部有償となり，次第に未開地が欠乏しはじめたときに，北海道の木材を把えに来た産業資本が更に奥地の国有林に進出しはじめる準備であったと考えることができよう。

「北海道国有林及産物処分令」はその後長く北海道の国有林の立木処分方法として効力を持ちつづけた。「北海道国有林野産物売払規則」はその後一部が改められたが，「処分令」同様長くつづけられた。

また，41年(1908)からは用材を針葉樹と広葉樹に区分した。

なお，国有林は大正8年(1919)から官行斫伐をはじめたが，それまでは専ら立木のまま売払処分をしていた。

北海道国有林において最も特徴ある立木処分方法である年期特売の状況をみると表19の如くである。

表19　国有林の年期特売契約の状況　(明治末期より大正初期まで)

契約者	契約年月	件数	樹種，契約材積
丹羽維高外後，富士製紙	明23	1	その都度定む
富士製紙	明39～大3	5	エゾ，トド　1,093千尺〆　2,031石
王子製紙	明40～大3	6	エゾ，トド　5,335千尺〆　3,048千石
三井物産	明42～大元	11	広葉樹こみ　1,915千尺〆　3,775千石
押野強・後，三井三郎助	明43	1	薪炭材2204棚，用材10千尺〆
山田朔郎	明36	1	白楊　383千尺〆
西村勝三	明37	1	樺　458,220石
三井鉱山	明43	1	雑木　177千石
釧路製材	大正元	1	エゾ，マツ　300千石
新宮商行	大2～大3	2	こみ　1,134千石
札幌木材	大3	1	エゾ，トド　660千石
秋田木材	大3	1	エゾ，トド　720千石
計		32	8,636千尺×　220千棚　1.2323千石

註　「北海道山林史」より

年期契約は表19によって知られる如く，大企業に対してのみなされたものであって，その契約1件当り100万石をこえる例も少なくない。普通で数10万石以上である。たとえば王子製紙が明治40年(1907)に厚岸国有林で10カ年期で契約した2,015,000尺〆，同じく同年日高国沙流の182万尺〆，三井物産が野付牛で10カ年期で契約した2,028,000石などがある。表19の単位尺〆を石に換算すると大正3年(1914)まで契約が2,200万石以上となる。大抵は10カ年期なので1年に直すと約220万石となる。当時の国有林の年伐量が統計表では約300万ないし400万石であったから，いかに大きい数量であったかが知られる。とくに王子製紙，三井物産，富士製紙の数量が最も多い。表19は大正3年(1914)までの契約を掲上したが，それ以後も長くこの年期契約は続けられ，のちには年期契約の更新も妨げないこととされた。契約数量は必らずしも実際に引渡された数量を意味しない。いま，年期契約による引渡の実績を使用目的別にみると表20の如くである。

表20　国有林年期契約引渡数量
(明治40～大正14累計)

使用目的	数量
製紙原料	立木　17,115,088石 丸太　304,588石
道外輸移出用及び製材原料	立木　5,698,757 丸太　78,122
鉱業用材	立木　91,325
乾溜液及び製材原料	〃　1,436,871
燐寸軸木	〃　137,242
合計	立木　24,479,283 丸太　332,710

註　1.　「北海道山林史」より
　　2.　大正13年より丸太が入っている。

使用目的別にみると製紙原料が最も多く，道外輸移出用がこれに次いでいる。大

企業の中でも製紙関係の比重が圧倒的に大きい。年度別にみると大正7年(1918)に2,637,686石と同9年(1920)には2,146,010石とこの辺が最大となっている。

明治35年(1902)の「北海道国有森林原野特別処分令」とこれをひきついで定められた。41年(1908)の「北海道国有林野及産物処分令」が何を目指していたかは以上によって明白であろう。

第4節　森林伐採数量の変遷と木材輸移出の増加

産業資本の北海道進出，これを林業的にみればまず第一に林木採取資本の進出であるが，その進出を中心にして森林伐採過程をみてきた。採取資本の進出を可能にしたのは何よりも日本資本主義の成熟であるけれども，その直接の契機をなしたものに木材の価格の高騰と本州ならびに海外市場の発展による木材輸移出に対する要求があった。

そこで，ここでは森林伐採数量の変遷と木材の輸移出の状況についてみることにする。林木の伐採量を統計によってみよう。

(1) 森林伐採数量の変遷

明治時代の数量は私有林を含めた全森林の伐採量を知ることができないので，国有林のみについてみる。表21は明治時代の国有林立木伐採量である。

表21　国有林林木伐採量（明19～44）

年次	林木伐採量（千本）	年次	林木伐採量（千石）	年次	林木伐採量（千石）
明治 19	1,383	明治 29	1,770	明治 39	2,115
21	1,912	31	1,696	40	4,141
23	1,604	33	1,868	41	3,066
25	962	35	1,338	42	3,051
27	1,172	37	768	43	3,396
28	1,201	38	1,618	44	4,244

註　1.　「北海道山林史」より
　　2.　明治40年以降国有未開地内の立木のみの処分量を含む。

これによると，明治29年(1896)に1,770千石にすぎなかったものが，40年(1907)頃に急激に増加し，3ないし400万石となっている。これに御料林，道有林，大学演習林を合計すると，明治40年(1907)には4,970千石（御料林の伐採量は尺〆単位なので換算して1,670千石とした）明治43年(1910)には5,300千石ぐらい（御料林は1,250千石とした。）と概算される。

したがって，この時期の私有林以外の伐採量は統計上約500万石内外であったということになる。国有林のみをみても明治30年代に比し40年代の増加が著しいことがわか

る。40年代は本土資本の進出が最も盛な時期であり，同時に大規模な年期特売制度がはじめられた時期であるが，それによる伐採量の激増を裏書しているものである。

ところが，40年(1907)までは国有未開地の処分地上の立木はすべて無償で付与されており，ここから莫大な量の木材が伐採されたことはすでに述べたが，その数量についてはこれを知ることができない。北海道庁統計書によれば，明治40年の国有未開地を含む私有林の伐採量は用材5,465千石，薪炭材703千石，合計6,168千石，41年には用材602千石，薪材1,212千石，合計1,814千石ということであるが[17]，この数字は両年の間の差が甚だしく，信頼性がうすくて，にわかに採用しがたいが，かなり莫大な量が伐採されたものと思われる。

大正に入ると統計上ようやく全森林の伐採量を知ることができる。いま大正年間の北海道森林伐採量をみると表22のとおりである。

表22　林木伐採量（大正元～15）

年次	伐採量(千石)	年次	伐採量(千石)	年次	伐採量(千石)
大正 元	7,121	大正 7	22,735	大正 11	22,429
3	6,971	8	25,892	12	27,891
5	15,357	9	23,644	14	24,619
6	18,955	10	23,402	15	27,371

註　「北海道国有林事業成績」による

大正3年(1914)，第1次世界大戦がぼっ発すると，すべての産業が非常に盛となり，需要が激増した。この頃になると，北海道内のパルプ産業なども操業が軌道にのってくる。大正元年(1912)に700万石にすぎない伐採量が，大正5年(1916)には1,500万石と約2倍となり，7年(1918)以降は2,000万石をこえることになる。この間，国有林，御料林，道有林，大学演習林はともに伐採量が増加していくが，ここで特に注意しなければならないのは私有林の激増ぶりである。私有林の伐採量とその全伐採量に対する割合をみると表23のとおりである。

表23　私有林伐採量（大正元～15）

年次	伐採量(千石)	全伐採量に対する比率(%)	年次	伐採量(千石)	全伐採量に対する比率(%)
大正 元	751	11	大正 11	13,383	60
3	1,161	16	12	13,844	49
5	7,048	46	14	15,028	61
7	12,655	56	15	14,211	52
10	13,925	59			

註　「北海道山林史」より

私有林は大正元年(1912)に75万石で全伐採量に対して11%にすぎなかったものが，連年非常な増加をみせ，7年(1918)には1,200万石で全伐採量の56%をしめるにいたる。この間私有林のみで実に17倍という激増ぶりである。

当時の私有林面積はまだ統計上非常に少ないから，これらは大部分国有未開地上からの伐採量とみなければならない。国有未開地上の伐採量は立木のみ売払った場合は明治40年以降の国有林伐採量に含まれるが，それは国有未開地上立木伐採の一部にすぎない。

統計をそのまま信ずれば，明治時代から国有未開地として無償付与または有償払下された立木が，木材需要の増加とそれによる木材価格の高騰によって一せいに増伐されたものということになる。一部はたしかにそのとおりであるが，実際にはむしろ大正初期までの統計調査上の不備によって統計に計上されていなかった伐採量が，調査の上に数字として上ってきたためでもあろう。すでに，大正元年には道内の用材消費量が，用材のみで850万石と報告された数字もある[16]。また，のちにのべる如く木材の輸移出の状況から見ても矛盾が指摘される。

これは私有林とくに国有未開地上の伐採量に大きな調査洩れがあったことを示すに外ならない。この間の事情を北海道山林史は次の如く述べている。「……立木伐採量の統計数字には尠なからざる調査洩(数百万石乃至千数百万石)があることを見のがせないのである。その理由は本道の森林統計等の調査にあたる調査員が，府県と異なり受持区域が非常に広いため，しぜん調査の手が届かない場合が多いこと，および国有未開地の払下を受けたる土地を伐採する者は多くは地元町村に居住せず，従って申告洩れを生じ，(中略)従って後述の林産物生産量又は消費量並びに輸移出量等と対比するときは，伐採量がこれに伴わないという大きな矛盾を見出すわけである。」

このように国有未開地上の立木処分数量は，統計にあらわれたところとは非常に大きなへだたりがあったわけである。その数量は推定することが困難であるが，これを含めると北海道の森林伐採量は明治末期にすでに，少なくも1千万石をこえていたことは確実であろうと思われる。この国有未開地を含む私有林の伐採量は7年以後も非常に多く，14年(1925)には，1,500万石をこえるが，国有未開地上からいかに大量の木材が伐り去られたかを知ることができよう。国有林の伐採量が私有林の伐採量よりも確実に多くなるのはようやく昭和14年(1939)以後のことである。

国有未開地の土地処分はすでにのべた如く，大正中頃で最盛期を越したのであるが，私有林の伐採は少しく時期をおくらせて，その後も長く大量の伐採(約1千万石)をつづける。国有未開地上の立木もまた，木材需要の増加に刺戟されて次第に伐採量を増加していったことは確実である。

それはともかくとして，森林伐採量は明治30年代の終りから次第に増加し40年代に

いたって一層その勢をまし，第1次世界大戦の時期を迎えてさらに飛躍する。日本資本主義の発展に対応した変化をしたものということができよう。

昭和年代に入ってからの森林伐採量は表24のとおりである。

表24　林木伐採量（昭和3～21）

年次	伐採量（千石）	年次	伐採量（千石）	年次	伐採量（千石）
昭和 3	25,376	昭和 12	26,483	昭和 20	24,386
5	20,087	14	30,696	21	34,310
7	26,842	15	41,020		
10	25,007	18	57,173		

註　「国有林事業成績」と「林業統計要覧」による。

(2)　木材の輸移出

開拓のはじめ，北海道はいたる所，原始林で被われていたが，早く開けた道南地方などは里山が荒廃し，地域的には自家用の木材も不足したところも少なくない。道内の交通条件がととのわなかったので，海運によって東北，北陸地方などから移入することが便利であった。したがって開拓の初期においては北海道は木材の移入地であった。勿論，移入移出ともに数量は少なかったが，開拓使時代の林産物移出入のうち，木材及び板についてみると，表25のとおりである。

移入移出ともに数量は少ないが，移入の方がはるかに多く，明治13年(1880)には移入が10万石をこえている。

表25　木材，板移出入量（明治10～14）

年次	移入		移出	
	木材（石）	板（間）	木材（石）	板（間）
明治 10	28,855	82,662	1,050	168
11	51,695	192,219	3,059	3,669
12	54,299	345,575	630	767
13	111,691	352,466	833	711
14	64,596	243,017	92	1,077

註　「開拓使事業報告」より

北海道庁設置後も，明治30年(1897)頃までは移入超過であったが，それ以後になると，形勢は一変して移出が激増し，枕木の輸出もはじめられる。開拓後30年にして，はじめて供給地に転ずるわけである。その間の数量の変遷を木材類のみの移出入に限ってみると表26のとおりである。

単に木材類の移出入についてみると，31年(1898)を境にして北海道が移出地に転じたことがわかるが，移出には木材類の外に枕木，マッチ軸木があり，それに25年(1892)頃か

表26　木材の移出入量

年次	移入（千石）	移出（千石）	年次	移入（千石）	移出（千石）
明治 26	156	120	明治 32	不詳	366
27	145	70	33	126	161
28	112	29	34	不詳	302
29	180	121	35	28	238
30	234	165	36	15	2,124
31	74	333	37	25	306

註　「北海道山林史」より

らはじまった枕木輸出を考慮に入れると，29年(1896)頃からすでに輸移出地になったものということができる。これより後は輸移出が急激に増加するに対して，移入量は次第に減少してくる。このように30年頃を境にして北海道の木材は本土及び海外の市場発展に基づいて，急激に道外に持出されることになる。

いま，移出および輸出についてその事情を時間の経過にしたがって述べることにしよう。

まず，明治27年(1894)からマッチ軸木原木の移出がはじまる。日清戦争後にはその数量がとくに多くなる。はじめは白楊であったが，後にはシナ丸太がこれに代るようになる。主として兵庫地方のマッチ製造業者によって移出された。35年(1902)には沿岸積出を行っている。

同じ頃から一般木材の移出が盛となり，30年(1897)には鉄道枕木がこれに加わる。日露戦争中は激減したが，のち再び増加する。さらに下駄棒，銃床材の移出もはじめられる。

一方，輸出は25年(1892)以来清国に向って行われたといわれるが，日清戦争後，ロシヤが東支鉄道の枕木を北海道に仰いで以来急速に発展してきた。この頃は資力の充実した業者が少なく，外商の入札したものの下請が多かったが，35年(1902)三井物産株式会社が清国より大量の注文を受けて，直接輸出を企て，製材枕木の買付と，自家製材に着手した。三井物産は次第に外国の勢力を排して北海道枕木の輸出に対して独占的な立場を確保するにいたる。枕木輸出は日露戦争後の大陸市場の獲得によってますます増加してくる。

39年(1906)には小樽木材株式会社が設立された。これは清国及び満韓向け輸出を行い，かたわら府県向けの各種木材を販売することを目的としたものである。

かくの如く北海道材の輸出は大陸市場の拡大，とくに直接的には清国の鉄道建設工事にしたがってはじめられたものといってよいであろう。39年以降は米国，イギリスはじめ欧州の各国に対しても木材，板類の輸出がはじめられた。主としてナラ材であったが，その後，セン，タモ，カバ等の広葉樹も加った。

輸出業者としては，三井物産と小樽木材のほかに藤田組及び実業木材会社，昌松洋行，

共同木材，中和洋行などがあり，外国商人としてポーラック商会，デラカンプ商会，サミエル商会，ゲルトネル商会，キング商会などがあったが，三井物産と小樽木材にははるかに及ばなかった。40年以後，中小の業者は勢力を失うにいたった。この40年の4月から8月までの5カ月間の各業者取扱量は枕木では三井物産53%，小樽木材30%，木材板類では三井物産45.5%，小樽木材28%であったといわれる[19]。両者の木材貿易における独占力の強さを物語っている。インチ材は明治41年(1908)頃からはじまり，大正年代にかけて増加する。

かくの如く国内外の市場の発展にともなって木材の輸移出は明治30年(1897)頃から増加しはじめ，とくに日露戦争後の39年(1906)以後，著しい発展をみせた。明治40年代には，移出が100万石ないし200万石，輸出は140万石ないし250万石となり，合計すると年間300万石ないし400万石の輸移出量となる。

木材ないし林産物の輸移出はここにあげたものに限らず，経木，柾，木管，鉛筆用材樽材，ヤチダモ杢，木炭など多種にわたるけれども，いまその主なるものについて，明治

表27　木材輸移出状況　(明治26～44)

年次	移出			輸出		
	木材類(千石)	枕木(千丁)	マッチ軸木原料(千石)	木材板類(千石)	枕木(千石)	合計(千石)
明治 26	120	—	—	—	13	—
27	70	—	53	—	20	—
28	29	—	50	—	—	—
29	121	—	159	—	35	—
30	165	648	100	—	54	—
31	333	661	216	—	122	—
32	366	988	129	—	340	—
33	161	80	—	61	316	377
34	302	143	123	58	237	295
35	238	110	—	37	250	287
36	2,124	28	33	68	481	549
37	306	—	86	220	483	703
38	—	—	—	403	473	876
39	2,146	1,142	以下下駄材	880	906	1,786
40	1,281	372	72	1,240	1,320	2,560
41	796	10	82	755	827	1,581
42	998	290	848	478	936	1,414
43	1,194	375	164	693	1,141	1,834
44	1,998	175	964	779	685	1,464

註　1.「北海道山林史」より　　2. 移出は枕木の外石で表示のもののみ。
3. 輸出のうち明治33～35年は小樽，室蘭両港のみ。

年間の輸移出量の変遷をみると，表27のとおりである。輸移出の増加の前記の過程がほぼ明らかである。この間において三井物産会社と小樽木材会社の例にみられるとおり，大商業資本の果した役割は極めて大きいと言わなければならない。

このような輸移出の増大は北海道の森林伐採過程において，道内消費市場の発展とともに，重要な役割を果したことというまでもない。素材あるいは製材にして3,4百万石という数量は当時の伐採量からみていかに大きい比重を持つものであるかは推察に難くない。

大正時代に入ると，移出は明治末期と総量において大差のない数量となっているが，板材，枕木，銃床材などが増加してくる。第1次大戦の時期にはとくに最大の移出量を示す。大正年間に木炭の移出が激増し，大正12年(1923)には823万貫（原料木材は約82万石）という大量になる。輸出をみると，明治の末期から大正にかけて木材界はやや不況であったが大戦によって海外市場が閉鎖され，輸出量は次第に減少していった。

いま，主なるものについて大正年代の輸移出量の変遷をみると表28のとおりである。

表28　木材輸移出状況（大正元～14）

年次	移出			輸出		
	角材及び丸太（千石）	挽材（千石）	枕木（千丁）	木材板類（千石）	枕木（千石）	合計（千石）
大正元	2,430		47	827	633	1,460
2	2,620		41	1,250	641	1,891
3	824	1,221	197	1,145	912	2,057
4				568	631	1,199
5	2,583	354	339	784	565	1,349
6				342	403	746
7	1,179	415	174	610	435	1,045
8				588	536	1,124
9				—	—	—
10	2,028	451	140	255	410	665
11				341	129	470
12	1,698	536		312	118	441
13				445	167	612
14	1,530	338		663	153	816

註　1.「北海道山林史」より。
　　2. 枕木以外は石で表示したもののみ。

移出は大体2,3百万石であって，明治末期よりひきつづき一般用材（丸太）の比重が大きい。北海道材としての声価を高めた時代ということができる。大正末期になると樺太材の移出が激増し本土市場において北海道材と競争の立場にたち，さらに沿海州材が加わりまた米材の輸入も激増して木材界は非常な混乱におちいった[20]。ここにおいて「木材関税改正」の問題が起きてくるのであるが，北海道材もその影響を強く受けて丸太の移出が減

少してくる。輸出は大正初期には年間200万石をこえたが,のち次第に減少し,ついに100万石を割るにいたった。輸移出を合計すると,大体300万石内外ということになろう。

大正末期までの木材輸移出の状況をみたのであるが,この輸移出の刺戟が北海道の森林伐採において果した力は極めて大きかったことがわかる。とくに明治末期において著しいといえよう。さきに採取資本として,とくに産業資本が,その原料として北海道の森林資源に着目したことをみたが,商業資本の北海道森林把握はあくまでも,単なる商品としてのそれであった。いずれにしろ,商業資本と産業資本が北海道の森林を把えに来たのははじめはあくまでも採取資源としての森林であったということができる。採取林業の発展過程は単に森林資源の採取過程にすぎなかったということも許されよう。

註　1)「北海道山林史」649頁
2) 同上書,651頁
3)「北海道農地改革史」上巻51頁
4)「北海道山林史」662頁
5) 同上書,755頁
6) 同上書,999頁
7)「新撰北海道史」第3巻488頁
8) 明治14年,鹿児島出身の政商五代友厚らが官有物の払下を開拓使に請願したが,政府は一たんこれを許可した。しかし,朝野の反対にあってこれを取消した事件である。これは多数の工場船艦,地所等を38万円余の低価格で無利子30年賦で払下を受けようとするものであった。詳細は新撰北海道史第3巻834頁以下にある。
9)「新撰北海道史」第3巻494頁以下
10) 湯沢　誠「北海道農業論序説」7頁,昭29.6
11)「北海道農地改革史」上巻94頁
河野常吉は当時の「殖民公報」の編集者
12) 同上書,94頁,志村源太郎は当時勧業銀行の副総裁
13)「北海道山林史」290頁
14) 同上書,967頁
15) 同上書,985～990頁
16) 同上書,671頁
17) 同上書,676頁
18)「国有林事業成績」
19)「北海道山林史」　790頁
20) この間の事情は萩野敏雄著「北洋材経済史論」に詳しい。

第 3 章　経営の発展と育成林業展開の端緒

第 1 節　経営管理の確立

はじめはほとんど全部が官林であった北海道の森林が次第に分割されて多種の林野所有が形成され，その間に森林の伐採が進められて来た過程はこれ迄に述べてきたとおりである。所有形態は大正の終り頃までにほぼ骨ぐみの編成を終り，伐採はほぼ同時期までに急速に規模を拡大していった。この間に北海道の開拓は次第に進み，諸制度も整備されてきたが，明治末期から大正にかけて林業の諸制度もようやく整備されてきた。育成林業が全面的に展開するのはこれよりももっとあとになる。伐採が進行して木材が欠乏し，木材価格が高騰することが育成林業展開の主たる契機である以上，このことは当然といわなければならない。かくて育成林業はようやく大正末期から昭和初期にかけて，展開の端緒を見いだすことになるのである。ここでは各所有林の経営管理の確立状態をみ，つづいて育成林業の成立におよぶこととする。

(1) 国 有 林

開拓使，3 県 1 局時代は官林の管理について注目すべきことはほとんどない。明治 10 年 (1877) 地理課に「山林係」をおき，各部に「山林監守人」を配置した程度である。

北海道庁の初期には「山林係」は土木課に置かれていたが，のち第 2 部地理課に移った。その後の管理経営制度の整備発展を主なるもののみ年次にしたがってあげると次の如くである。

20 年 (1887)　林務課独立，林務課員派出所を新設
21 年 (1888)　官林境界調査開始
32 年 (1899)　官林種別調査，仮施業案編成に着手
35 年 (1902)　「北海道 10 年計画」の森林経営事業拡張にしたがって全道 30 カ所の「林務課員派出所」の下に 98 カ所の「保護区員駐在所」を配した。
36 年 (1903)　林務課は「林政課」と「林務課」に分れる
40 年 (1907)　北海道国有林整理綱領 (閣議決定)
41 年 (1908)　5 営林区署と 16 営林区分署を設ける。林業試験場設置，第 1 次施業案編成始まる。
43 年 (1910)　第 1 期拓殖計画事業によって森林費は拓殖費と区別する。
大正 7 年 (1918)　森林費を拓殖費に含める。
9 年 (1920)　施業案編成規程，国有林野事業規程を設く。

これらの一連の主要な事項のうち，国有林の経営にとって最も重要な事件は，「官林種

別調査」並に「国有林整理綱領」と「第1期拓殖事業」の三つである。このうち「官林種別調査」と「国有林整理綱領」とは関連するもので前者についてはすでに述べたので，ここでは「国有林整理綱領」と「第1期拓殖事業」について述べることとする。この二つは共に北海道国有林の経営の基礎を固め，その主体的条件を作りあげたものとして重要である。

まず;「国有林整理綱領」についてみよう。

明治30年 (1897) 頃よりも以前の北海道の「官林」はまだ管理経営も名目ばかりであって，ほとんど何らの積極的内容を持たなかったものと思われる。この当時は官林の林籍を解除して国有未開地に編入していた時期であって，開拓の進展と思いくらべるときまことにやむを得ないことであった。未だ官林の区域も確定せず，境界調査もあまり進まなかった。この時にあたって32年 (1899) の「官林種別調査」は将来の国有林の面積区域を調査予定したものであって，林野所有形態の形成にとって極めて重要なる事件であったが，国有林経営にとっても一つの画期をなすものであった。「国有林整理綱領」はこの「官林種別調査」の結果を用いたものでその発展としてでき上ったものである。これは本土国有林の「国有林野特別経営事業」と内容はいささか異なるけれども，それに相当するものと考えて良いだろう。

「綱領」は「官林種別調査」に基づいて国有林を固定国有林，公有林，私有林，未開地編入各予定地と林種未定地とに区分し，次の方法で整理することを定めた。

(1) 約10年間を期して境界を調査し，各種林地の区域を確定する。

(2) 約13年間を期して三角測量を行なう。

(3) 固定国有林及び公有林予定地に定まった地域に対しては15年間を期して林況を調査し，大要の施業案を編成し，且地籍を定め，台帳を調整する。

(4) 固定国有林及び公有林予定地は施業案の編成せらるるに従い，利用及び更新の作業をする。

(5) 公有林予定地の処分方法は後日慎重に調査の上之を定める。

(6) 私有林予定地に定まった地域は，土地立木を併わせて30カ年以内に売払うこと。

(7) 国有未開地編入予定地に定まった地域は逐次林籍を解除し未開地に編入する。

(8) 国有林の監護，経営並びに土地及び産物処分の一部を掌らしむるため，5箇の営林区署及び数多の営林区分署を置き，又造林及び林産利用の試験を行なわしむるため，林業試験場を設け，本庁は之等諸機関を監督し，併わせて土地産物処分の一部を直轄する。

このように，国有林の其の後の経営管理の基本になることを定めており,「以上の如く整理経営せんか，森林の利用改善を期し得ると同時に，拓殖の進歩に偉大の効果あるは疑

を容れざる所なり」と述べている。この綱領にもとづいて，営林区署と同分署，林業試験場が設けられて，管理経営の組織を確立したが，また，それとともに三角測量，境界測量，施業案編成等の事業も拡大または創始された。先に述べた国有不要林の売払，道有公有林の創設もこの「綱領」の実行にほかならない。「綱領」は元来，殖民地選定とも関連して定められ，開拓政策の一部をもなしているが，同時に「固定国有林」の確認によって林業の積極的経営を主眼としたものであって，この意味において重要なものである。

しかし，この「綱領」は単に林業経営上の観点のみからなされたものではなく，整理されて未開地に編入した土地は立木とともに有償で売払いその収益を以て築港その他拓殖上必要な新事業を遂行せんとした計画の主要部分をなすものであった。ところが，この計画は「北海道国有未開地処分法」の改正過程を通じて，原案（大地積無償付与をやめて立木とともに売却せんとした）修正によって，拓殖の財源たるの地位を失ってしまった。そこでこの「綱領」は実施後2年にして43年 (1910) の「第1期拓殖計画」へと変ってゆくことになる。

「第1期北海道拓殖計画」は明治34年(1901)よりの「北海道10年計画」(実際は9年間)にひきつづき実行された計画で，同43年(1910)から15カ年(実際は大正15年まで17年間)を期して人口300万人を収容し，国有未開地 1,071,200 町歩，同返還地 557,350 町歩，計 1,648,550 町歩の処分を行ない，移民の招待に努めるという計画である。「第1期拓殖計画」においては森林費と拓殖費とを分ち，森林費の財源は政府の一般歳入から支弁することになった。ところで拓殖費は毎年度政府より250万円の定額と北海道における歳入増加額の500万を超えない額とを財源とすることとなっていた。そこで，拓殖費の財源たる歳入増加額には森林収入の増加額を包含することになった。故に従来「森林費」の拡張財源とすべきだった森林収入の増加額はすべて拓殖費の拡張財源となった。すなわち，森林費は森林収入とは関係がなくなったのである。そこで森林費の増加は困難となり，むしろ，行政整理等のため減額されたりした。「国有林整理綱領」によって明治41年(1908)から大正6年 (1917) の10年間に支出の予定669万円に対し実行額は377万円にすぎず，各種の整理事業実行は非常に困難となった。

この間の国有林の収支を対象すると表29のとおりである。

支出が次第に減少してゆくのに対して，収入が次第に増加していったのが明白に知られる。結局10年間に710万円に達する差額が拓殖費に使用されて森林に還元しなかったことになる。

表29　国有林収支対照（明41～大6）

年次	収入額（円）	支出額（円）	年次	収入額（円）	支払額（円）
明治 41	462,249	422,335	大正 3	654,571	360,289
42	544,138	402,407	4	823,503	342,275
43	715,004	400,504	5	1,970,214	342,275
44	827,956	399,507	6	3,399,451	342,275
大正 元	815,871	389,507			
2	706,919	360,289	計	10,875,876	3,771,666

註　「北海道山林史」より

ここにおいて道庁当局は「国有林の収入増加額が，既に拓殖費の財源中に包含せられたる以上は森林費もまた拓殖費に編入すべし」と主張し[1]，その増収を森林費の財源に使用すべきことを主張した。拓殖費の財源とするため国有林が非常に荒廃し，一面造林事業などが思うように実行できなかったことなどを指摘し，「森林費を拓殖事業費に編入し，其の財源と事業費とを統一調節し，森林経営上遺憾なきを期す」というわけである。この主張は入れられて，大正7年以降，森林事業費を拓殖費に編入し，従来国庫より支弁した森林費は其の支出費を35万円として拓殖事業費に加算し，その定額以上要する森林事業費は拓殖費の自然増収を以て之を支弁することになった。

ここにおいて，拓殖費の中に含めることによってかえって森林費を増大するを得るという，一見奇妙な結果になったのであるが，その結果を国有林の収支決算にみると表30のとおりである。

表30　国有林収支対照（大6～昭元）

年次	収入額（円）	支出額（円）	年次	収入額（円）	支出額（円）
大正 7	3,442,308	578,139	大正 12	5,173,722	4,128,741
8	4,093,817	1,085,961	13	5,732,796	2,940,688
9	4,614,424	1,929,629	14	5,239,977	2,550,463
10	4,842,719	2,910,805	昭和 元	5,157,844	2,946,736
11	4,545,019	3,116,198			

註　「北海道山林史」より

これによると大正6年(1917)までに比して収入支出ともに格段の増加である。支出の増加も顕著なものであって，これによって8年(1919)以降，官行斫伐と森林土木の二大事業をはじめ保安林調査がはじめられ，さらに10年(1921)以降，防風林造成，林内歩道，林内殖民などの新事業に着手し，国有林は数年にして経営態勢の整備を行なうことができた。大正13年(1924)以降の支出の減少は，13年は，関東大震災，14年は，行政整理のためで

ある。

かくの如く国有林は開拓以来，常に開拓に従属するものとして経営に独立性を持たなかったけれども，大正7年(1918)森林費を拓殖費に含めることによって，むしろ独立性を高めたということができる。丁度，木材価格の騰貴と需要の増加によって収入も増加してきた時期にあたったが，経営の主体性をある程度確立したものとして，この大正7年は重要な意味を持つものであった。

(2) 御 料 林

明治23年 (1890) 御料林が北海道に設定され，御料局札幌支庁が開設された。はじめは御料地内の農業に関する事務が多かったようである。41年 (1908) には帝室林野管理局札幌支庁と改め，さらに大正3年(1914)支庁を支局と改称した。

御料林ははじめから林業経営を目的として創設したので，境界と面積が確立したものから逐次「林業地」を区分し之に施業案を編成することとした。まず31年 (1898) より5年間で仮施業案を定めて斫伐量の標準を定め，41年 (1908) からは施業案の編成にとりかかった。明治25年 (1892) より連年立木の払下を行い明治末期以降，年々150万石ぐらいを伐採している。

早くから施業案の編成などを行っているが，実際の林業経営面はあまり積極的ではなく，帝室林野管理局の初期には農地の経営にかなりの力をそそいでいた。ところが大正7年 (1918) には「御料農地の整理方針が定まり，同年12月不要存御料地処分令が公布せられ，翌8年1月には臨時職員に主事補を加え不要存地処分の為本局に土地整理部を，札幌及び名古屋両支局に整理課を置き世伝御料地を含む大整理事業を開始した。斯くして当局事業は林業を以て主体とすることとなった。」[2]

これより先，明治23年御料林創設と同時に23の出張所を設けたが，28年にはこれを8出張所とし(一部返還のため)その下に25の分担区を置いた。

大正13年 (1924) 帝室林野局と改称した。御料林が積極的経営にのりだしたのは前述のとおり大正年間と思われる。その前は施業案の編成や境界の確定などに費され，伐採をつづけた程度であった。御料林の林業支出(北海道のみでなく御料林全体)は大正の初めは約200万円であったが，7年に340万円，8年440万円，9年743万円と激増していることによってもこのことが推定される。大正10年 (1921) には林業試験場が設置され，昭和2年(1927)には御料林百年計画の作成に着手した。

(3) 道 有 林

道有模範林は明治39年 (1906) の創設であるが，はじめは，地方林業課が道庁におかれ，一般民有林行政と同じ機構の下で管理された。課はのちに道庁の機構改革によって係になったが，同時に北海道地方費森林監護規程によって19の監護員駐在所をおき，翌40

年(1907)には9個の地方費森林事務所を置いて監護員を指揮監督することとなった。

大正10年(1921)までに道有公有林45万町歩が移譲されたが，これにともなって森林事務所と駐在所が移転ないし増設され，同時にそれぞれ，森林事務所，分区員駐在所と改められた。12年には本庁の係が地方林課に昇格した。この間において，模範林は明治40年(1907)，公有林は45年(1912)から施業案の編成に着手している。大正12年(1923)には北海道地方費林野管理規程が定められ，森林事務所長の管理準拠を示した。

道有林は模範林と公有林に分れ，その創設の趣旨も沿革も異なっており，したがって管理経営も常に2本建としてなされた。しかも公有林は大正10年(1921)まで創設の過程であって，全体としての管理組織が確立したのはその後であった。しかし，模範林や，当初の公有林は大正年間の後半にいたって，ようやく経営の基礎条件を確立したものといって良いであろう。たとえば模範林のみについてみると，大正初期には年間10万円内外の支出額であったが，8年(1919)20万円，13年(1924)には40万円となっている。

(4) 民 有 林

民有林の経営は一部の大所有私有林を除くならば，他はほとんど何ら積極的なものがなかったものと思われる。市町村有林についてみれば，単に所有しているにすぎないか，そうでなければ，自治体の財源として伐採している程度であった。一部の町村には防火線を設け監護員を置き，また，林相改良を行なったりしたものがないではないが[3]，他の大部分の町村有林は専門係員を置くこともなかったもののようである。道庁が市町村有林に対して施業案を編成するように指導したことはあるようである。すでに明治44年(1911)に石狩郡当別村，新篠津村に同村の要請によって「施業案」らしいものを編成したことがあり[4]，また，空知郡栗沢村では大正10年(1921)に同様の方法で施業案を編成している[5]。しかし，このような例はごく少数であった。市町村有林の施業案が全面的に編成されるのは，昭和14年(1939)森林法の改正によって北海道に森林組合が広汎に創設され，その組合施業案が編成されて以後のことに属する。

私有林のうち大所有森林者のなかには早くから林業経営にのりだしたものがいくらかある。たとえば[6]，

前田林業所(北海道殖産会社)　は明治44年に木古内に林業所を設け，附近の原野や無立木地に大々的な造林をはじめた。同年すでに専門家の意見を聞いて経営計画をたて，林業技術者が管理にあたっている。

北海道炭鉱汽船会社　はじめは事業用材の供給を主目的として山林を入手したが，明治33年(1900)には林業事務所を設け，専門技術者を雇入れ，大正7年(1918)には施業案を編成している。

住友林業(北海道農林会社)　大正6年(1917)に土地を入手しているが，10年(1921)には

林業所を設け，14年(1925) 施業案の編成を行ない，11年(1922) 年以降，人工造林を行なっている。

三井鉱山　大正12年 (1923) 簡易施業案編成，事業材を伐採し，造林をも行っている。

これらの諸例はいずれも単に立木伐採のみならず林業経営を目標として森林を入手しその経営の体制を整備していったものであるが，大所有者がすべてこのような態度であったわけではない。巨大所有のなかでは王子製紙や三井物産などはいずれも立木のみを目標として森林を入手していたのであり，大正年間までには殆んど経営の見るべきものがない。三井物産会社の立木山林は立木のみ買入れて，土地は地上権設定その他で使用権を確立したものであるが，これは立木のみを目標としたためにできた結果であり，一時は北海道で数千町歩に上ったということである。

一方，小森林所有者についてみると，その施業案は大部分の市町村有林とともに昭和14年(1939) の森林法改正以後の森林組合設立にまたねばならなかった。大正の中頃から，私有林の造林が盛となるが，この時期は未だ私有林の形成過程が完了しないのであって，大部分の小森林は自然に放置されていたものと考えられる。無立木地の多いこと後述のとおりであるが，この点を裏書している。大正末期までは小森林所有の経営体制は未だ確立していなかったということができよう。

立木のみを目的として森林を所有していた巨大所有，とくに産業資本が林業経営に着目し，その経営を確立するのは昭和に入ってからで，しかも，ずっと後のことであるが，その頃になると，産業資本は林業経営を目的とする林野の所有，集中にのりだしてくる。

民有林は一部の大所有を除いては大正末年までには経営の確立は未だ非常に不充分だったということができよう。

第 2 節　育成林業展開の端緒

(1) 立木価格の騰貴

全道いたるところ山林であった北海道ではほとんど木材にこと欠くことがなかった。そこで，人工造林はごく一部分の開拓の古い地方に行なわれるか，又は個人的な趣味などによる小規模のものがあったにすぎない。ところが，開拓が進行し，森林が奥地に後退するにつれて，木材の地域的な欠乏状態があらわれてくるにいたる。このような状態にたちいたってようやく造林が行われるようになる。しかし，人工造林が大規模に行われるためには木材価格が高くなることが絶対に必要である。すなわち，育成林業成立の契機は立木価格の騰貴ということである。しかし，天然林の立木は生産費が全くかからないと考えられるから，その市場支配力は極めて強力であって，天然生林の豊富に存在する間は育成林

業の成立は困難である。

ここにおいて北海道に育成林業が全面的に展開するのはよほど後のことでなければならない。しかし，地域的な木材欠乏状態のなかで，木材の移動が不自由である間は部分的な造林は行われる。このような事情の下で，北海道の人工造林は明治30年代にようやく部分的にスタートする。それまでは統計上においても国有林にごく小面積が掲上されているにすぎない。私有林や市町村有の造林面積は統計上に求めることは困難であるが，これもごく小面積であって問題にならないものであった。明治末期まではほとんど同様な状態で進んだのである。しかし，大正年代に入るとやや情勢が変り，発展の端緒をみせはじめる。この間における立木価格の騰貴の状態をみると，表31のとおりである。

立木価格の統計が得られないので，国有林の売払価格をもって代用した。

表31　国有林立木売払価格（立木1石当り）（明治29～大正15）

年次	用材 針葉樹 (円)	用材 広葉樹 (円)	薪炭材 (円)	年次	用材 針葉樹 (円)	用材 広葉樹 (円)	薪炭材 (円)
明治 29	0.144		0.043	大正 7	0.591	0.596	0.140
33	0.178		0.060	8	0.809	0.868	0.187
37	0.147		0.094	9	0.920	0.898	0.246
40	0.232		0.039	10	0.936	0.820	0.246
41	0.207	0.192	0.059	11	0.953	0.768	0.251
43	0.173	0.165	0.090	12	0.956	0.876	0.239
大正 元	0.177	0.157	0.095	13	0.940	0.856	0.236
3	0.178	0.181	0.106	14	0.946	0.864	0.235
5	0.265	0.358	0.141	15	0.939	0.860	0.243

註　「北海道山林史」より

大正の初めころより，大正中頃にかけての立木価格の上昇は明白である。すなわち，大正元年(1912)を100とすると，5年(1916)には155，大正10年(1921)には529と10年間に5倍以上となっている。この間における北海道の全造林面積は大正元年1,023町歩にすぎなかったが，5年(1916)には3,077町歩，10年には6,446町歩，12年には1万町歩をこえた。

立木価格の騰貴が造林意欲を刺戟し，さらに育成林業成立の契機をなすことを明白に物語っているものといえよう。ただ，ここで注意しなければならないのは造林面積の増加は私有林のそれの増加にまつところが大であることであるが，この点については後述の造林奨励政策の果した役割も大きいと思われる。

(2)　民有林に対する造林奨励政策

育成林業成立の契機は何よりも先ず木材価格の騰貴とそれにもとづく立木価格の騰貴

にあることはすでに述べたとおりであるが，民有林の場合にはさらに上からの奨励政策も大きな契機としてあげなければならないだろう。

北海道では開拓使時代に官営苗圃を設け，官林に植付けたり，民間に払下げたりされたが，これはあまり大きな影響は与えなかった。

明治30年（1897）国有未開地処分法が定められ，その中に植樹の用に供する土地は無償で貸下げ，のち付与する制度を設けた。この植樹地の付与についてはすでに詳しく述べたが，これが民間造林をおこす一つの契機の最初のものであったと思われる。30年代は地域的に木材が欠乏し造林に対する要求が出はじめた時期であると考えられる。軽川の北海道造林会社が設立されたのは31年（1898）のことであるし，北海道炭鉱汽船会社の造林もこの頃にはじまっている。また，同じ31年には道庁が国費をもって全道枢要の地16カ所に模範苗圃を設け，32年（1899）にはさらに奨励苗圃を設置して樹苗養成を行ない，ついで33年（1900）には「樹苗下付内規」を定めて樹苗の無償交付をはじめた。

「樹苗下付内規」は明治42年（1909）「樹苗下付規程」となり，営林区署，同分署において取扱うことになった。樹苗下付は大正15年（1926）までに1,164万本に達し[7]，民有林造林の発展に資するところがあった。この樹苗の下付は元来，保安林に対する定めであったが，実際には，普通の民間造林者に下付したものが多かった。

一方，造林そのものに対する奨励政策には魚付林と荒廃地に対する造林補助金の制度がある。大正2年（1913）「魚付林造成補助金下付規程」が定められ，漁業の衰退を防止するため沿海森林の回復をはかることを目的として森林を造成しようとする区町村または個人に補助金を与えることになった。植栽面積5町歩，植栽本数15,000本以上のものに対し1町歩もしくは3,000本につき金6円の定めであったが，大正9年（1920）には1町歩につき20円とし，1町歩もしくは3,000本以上の植栽者に補助することに改められた。

この補助は9年「荒廃地造林補助規程」の制定と共に廃止となったが，その間に，面積528町歩，補助金3,587円に及んだ[8]。いわゆる荒廃地造林補助の先駆をなすと同時に造林補助金制度の北海道における最初のものである。大正9年（1920）の「荒廃地造林補助規程」は本土府県の荒廃地復旧事業といささか意味が異なり，むしろ普通の造林奨励事業に近いものであった。これはこの当時の民有林の荒廃地が非常に多かったことに対する対策としてなされたものである。すでに伐採のところで述べた如く，私有林からの伐採量は全森林の半ば以上をしめており，伐採後は放置するばかりで，その上度重なる山火などによって林相は悪化しつつあった。たとえば大正13年（1924）の私有林108.5万町歩のうち53.5万町歩が無立木地であるが[9]，この点からも民有林の荒廃がいかに著しかったかが知られる。そしてますます激化する傾向にあった。

「荒廃地造林補助規程」は補助金交付の対象を次の如く定めている。（第1条）

1. 無立木地の新地　2. 天然生稚樹疎生地の補植又は天然稚樹保育の為蔓草荊棘の刈払　3. 天然又は人工により現に造林したる箇所又は造林計画区域の境界に沿う固定防火線の設置　4. 新植地に対する臨時防火線の設置等の事業を行なう区町村その他の公共団体又は個人であって，補助金額は所要経費の10分の3又は10分の5と定められていた。昭和12年(1937)までの実績は人工造林32,355町歩，天然更新14,376町歩，防火線170万坪，金額258,231円に達した[10]。

以上の如く，樹苗交付は明治33年(1900)より，造林補助は大正2年(1913)より始められたが，実際にはともかくとして，建前としては保安林又は荒廃林に対する造林奨励政策としてはじめられたことは本土府県の民間造林奨励政策と軌を一にするが，大正の終りに近づくにしたがって一般造林奨励の性格を強くしてくる。

これら一連の民有林造林奨励政策ははじめ仲々効果をあらわさなかったが，大正中期にいたって，次第に効果をあらわしはじめたようである。昭和年代に入ると，第2期拓殖計画の一部として，樹苗無償交付，造林費，防火線設置費の補助をひきつづき行ったがさらに「特殊樹種造林補助」(トドヤツ，エゾマツなどに対する一般造林の補助)「耕地防風林造成補助」などが実施されて，ますます造林奨励政策は充実されてゆくことになる。

以上述べたところによって知られる如く大正年代までの造林奨励政策は何よりも荒廃地その他これに類する土地に対する森林の国土保安的効果を期待したもののようで，経済的なあるいは，産業的な観点は少ないといわなければならない。森林伐採が広範囲に展開するにつれて，それを追いかける形で奨励がなされている。しかし補助奨励の効果は必らずしも保安的効用を強調するだけでは現実化しない。いろいろの奨励策にもかかわらず，結局は木材価格ひいては立木価格の騰貴の時期まで待たなければ，育成林業は成立発展の段階を迎えることができない。この意味において，造林奨励政策は育成林業成立の契機としては副次的なものと考えなければならないだろう。

(3)　造林面積の変遷

すでに前にもふれた如く，明治年代において，北海道の造林事業が，地域的部分的な木材欠乏と土地荒廃を契機としてともかく始められたのは明治30年(1897)頃のことである。この頃の造林面積は統計上必らずしも明らかでない。とくに民有林のそれは不明である。樹苗交付その他の奨励にもかかわらず，その規模はあまり大きくなかったように思われる。いま，国有林，御料林および道有林について，明治年代の造林面積をみると表32のとおりである。

民有林の造林面積は明らかでないが，国有林，御料林および道有林の合計をみると，明治34年(1901)ころまではほとんどとるに足らない。その後次第に増加して44年(1911)には666町歩で最高に達するが，これも森林面積の広さと伐採数量の大さきに比すれば問

表32 人工造林面積（明治27～44）

年次	国有林（町）	御料林（町）	道有林（町）	計（町）	年次	国有林（町）	御料林（町）	道有林（町）	計（町）
明治 27	9	—	—	9	明治 36	64	293	—	357
28	45	—	—	45	37	119	120	—	237
29	18	—	—	18	38	175	172	—	347
30	57	—	—	57	39	63	151	—	214
31	58	—	—	58	40	68	104	—	172
32	26	—	—	26	41	121	62	—	184
33	4	13	—	17	42	186	20	107	313
34	123	—	—	123	43	270	20	201	490
35	130	360	—	490	44	332	10	324	660

註 「北海道山林史」より

題にならない面積である。これらの国家的所有林はその施業をいわゆる天然更新によって行なったので，育成林業を広義に解するとこの面積を加えねばならぬが，その実状は育成林業というに疑問があるので，ここでは考慮にいれない。しかし，明治の末期から次第に増加の傾向を示しはじめている。

大正年間の人工造林面積をみると表33のとおりである。

表33 人工造林面積（大正元～15）（単位町歩）

年次	国有林	御料林	大学演習林	その他官有林	道有林	市町村有林	私有林	その他	計
大正 元	387	21	149	179	287	—	—	—	1,023
2	274	27	81	142	334	—	—	—	858
3	371	134	183	323	260	385	1,109	—	2,765
4	382	176	226	328	193	391	1,215	200	3,121
5	342	126	207	267	316	326	1,482	8	3,077
6	233	167	154	294	271	266	1,435	27	2,850
7	726	230	81	42	480	164	995	7	2,729
8	1,002	232	—	—	454	—	—	—	(1,688)
9	671	308	—	—	330	—	—	—	(1,309)
10	1,025	397	36	299	917	249	3,470	34	6,446
11	1,226	528	28	133	963	391	4,524	30	7,833
12	1,174	541	48	204	958	660	6,538	44	10,177
13	1,119	565	78	152	1,020	434	6,609	46	10,065
14	601	513	156	60	959	737	5,918	137	9,110
15	721	298	57	55	662	459	5,051	64	7,386

註 1. 「北海道山林史」より
2. その他とは部落その他団体林である。

国有林は大正の初めは1年間に300町歩内外であったが，7年(1874)から次第に増加しはじめ8年(1875)には1,000町歩をこえて，以後1,000町内外の線を維持してゆく。

御料林は大正のはじめはごく少ないが，3年(1914)から100町台になり，漸次増加し7年(1874)には200町をこえ，11年(1922)年以降500町台となって，その規模を以後維持してゆく。

道有林ははじめ300町内外であるが，10年(1921)を境にして1,000町台の造林規模となる。

大正7年(1874)は国有林の森林費が拓殖費に含まれた年であり，御料林はこの年から全体として林業経営を主体とし，以後，予算面の増加充実が見られた。大正10年(1922)は道有公有林の移譲が完了した年である。このように造林面積が増加しはじめる年は各所有林にとってそれぞれ経営の主体性を確立した時期に相当するのであって，これに立木価格の騰貴という契機がからみあって造林面積の著しい増加を示したものである。これは各所有林の再生産過程へのスタートとしてその意義を認めることができよう。

しかし，これらの国家的所有林は，それぞれなお巨大な天然林の蓄積を所有しており生産費がただの立木を多量に伐採し続け，次第にその量を増加しつつある時期である。経営体全体としては採取的林業経営の段階からでるものといえない。そのような経営の段階においても，この造林面積の増加は再生産過程への意図のあらわれとして重要な意味を持つものである。それは経営主体性の確立と，立木価格の騰貴のからみあいによって現実化したものといえよう。

一方，私有林をみると，大正3年(1914)に約1,000町であった造林面積はしばらく停滞ののち大正10年(1921)には3,000町歩をこえ，12年(1923)には6,500町となっている。私有林の造林面積の増加の勢がきわめて激しいことと，北海道全造林面積にしめる比率の大きさに注目しなければならない。増加率は3年から12年の10年間に約6倍であるが，同じ時期に国有林は約3倍の増加をしめしている。また，大正3年には私有林造林面積は全造林面積の40%，10年には54%，12年には64%となっている。この当時の私有林面積が89万町歩で全森林面積の14%にすぎないことから考えても，私有林造林の比重は極めて大きいことがわかる。

北海道全体の造林はこの期間に急激な発展を示すのであるが，その増加は私有林の増加によるところが極めて大きいのである。

私有林の経営主体性はこの頃は国有林などとちがって，未確立の時期にあったと考えられるのであるが，しからば何故に私有林においてこのような発展をしたかを考えてみなければならない。第一に私有林はそれ自体としてはこの時すでに伐採がかなり進行し，相当に荒廃していた。この当時の私有林面積の約半分が無立木地であったことは既にのべ

た。天然の林木蓄積が少なくなってきた私有林としては，立木価格の騰貴に対して国有林などよりもきわめて敏感にこたえる可能性があったものといってよいだろう。この際，地利的に国有林よりも有利な里山地帯にあったことも原因の一つと考えて差支えなかろう。しかし，このままでは国有林等の天然生立木の圧倒的多量の存在による重圧に抗して私有林造林が行われる充分な契機とはいえなかったと考えられる。ここにおいて，造林奨励政策ことに補助金という形の財政投資が育成林業成立に一役を買うことになるのである。大正9年(1920)の「荒廃地造林補助規程」がこれである。

民間産業資本はなお採取資本として働き，私有林の天然林を伐りとったあと，国有林などの天然林に向って指向する。育成林業の採算はなお，産業資本をひきつける程に有利ではないのである。ここに補助金という形の財政投資が民間の小資本に対する誘い水としての役割を担って登場してきたものと考えて良いだろう。

このような過程をもって私有林は，国有林などよりも一歩先んじて育成林業への転換を行ってゆくことになる。

北海道の全造林面積は大正元年(1912)に 1,023 町にすぎなかったものが，大正4年(1921) 6,446 町歩となり，12年(1923)にはついに 10,177 町歩と1万町歩をこえるにいたる。その後は昭和初期の恐慌時に一時減少するが，再び1万町歩の線をこえて昭和中期にいたるのである。

註　1)「北海道山林史」　302頁
　　2)「帝室林野局50年史」　7頁
　　3)「山村経済実態調査書,」公有林野編第15号所載の河東郡音更町有林にその好例がある。
　　4)「北海道山林史」　423頁
　　5)「北海道山林史余錄」　77頁
　　6)「北海道山林史」　428頁以下を参照
　　7) 同上書　150頁
　　8) 同上書　152頁
　　9)「国有林事業成績」
　　10)「北海道山林史」　154頁

結　び

明治維新以後大正末期までの北海道林業の発展過程の概略を林野所有形態の形成，採取的林業および育成林業展開の3側面からみてきた。これを時期的にみるならば，林野所有形態は，近代的土地所有制度の確立と同時に行われた国家的林野所有を中軸とする地主的所有制の形成を基本として，農民的所有を排除しながら，大正中期より末期にかけてその基礎的な形態の形成を終ったとみることができる。その間において，御料林道有林，大学演習林等の創設が国家的所有の再編として行なわれ，一方私有林形成においては資本優

先の立場を守りながら，国有未開地の大地積無償付与制と国有不要林の払下げによって巨大所有を生んでいった。

採取林業は日清，日露の両戦争を画期とする日本資本主義の成熟確立を背景とし，国内外の市場の発展に対応して，明治30年代以降の資本進出と道外輸移出によって急速に進展する。この時期において本土商業資本ならびに産業資本は専ら採取資本として機能する。はじめは国有未開地上の無償あるいはほとんど無償に近い立木を目指して伐採が行われたが，ここで国有未開地の資本優先大地積処分の原則と融合して，北海道森林伐採過程における大資本独占の性格を作りあげた。明治末期から大正年代にかけて，次第に国有林などの伐採が増加しはじめるが，その間，年期特売制が創始されて，ますます独占性を強化するにいたる。

育成林業は森林後退による地域的木材欠乏によって明治30年頃から小規模ながらはじめられるが，結局は大正年代の立木価格の騰貴という契機を待たねばならなかった。その頃ようやく経営の主体制を確立した国有林，御料林および道有林はこの時期に再生産過程への意図を示しはじめている。しかしこれらの国家的所有林は天然林蓄積の大量の温存によって，経営全体としてはなお採取林業の段階に止まる。私有林はその伐採過程進行による荒廃によって立木価格の騰貴を最も敏感に受取り，補助金による財政投資と相まって大正中期以後急速に再生産過程に入る。この間において産業資本は国有林等の天然林に対して採取資本としてのみ働き，育成過程への関心を持たない。

大正末期までこのような展開を示して来た北海道林業はこれを基礎として昭和年代に入って，現在に至るのであるが，現在の北海道林業の基本的な性格は大正末期までにほぼ作りあげられたものと考えることができよう。

本稿は極めて簡単で大ざっぱな素描にすぎないが，今後，昭和以降の全体的な発展を検討したいと考えている。その意味で一つの試論にすぎない。